

(令和3年2月18日提出)

令和3年2月議会定例会議案
(令和3年度分)

新 潟 市

令和3年2月議会定例会議案（令和3年度分）

目 次

議案第 1 号	令和3年度新潟市一般会計予算	1
議案第 2 号	令和3年度新潟市国民健康保険事業会計予算	11
議案第 3 号	令和3年度新潟市中央卸売市場事業会計予算	14
議案第 4 号	令和3年度新潟市と畜場事業会計予算	18
議案第 5 号	令和3年度新潟市土地取得事業会計予算	22
議案第 6 号	令和3年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算	26
議案第 7 号	令和3年度新潟市介護保険事業会計予算	29
議案第 8 号	令和3年度新潟市公債管理事業会計予算	33
議案第 9 号	令和3年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算	36
議案第10号	令和3年度新潟市下水道事業会計予算	39
議案第11号	令和3年度新潟市水道事業会計予算	46
議案第12号	令和3年度新潟市病院事業会計予算	52
議案第13号	新潟市公文書管理条例の制定について	57
議案第14号	新潟市公文書管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	70
議案第15号	新潟市文書館条例の制定について	88
議案第16号	新潟市市税事務所設置条例の廃止について	94
議案第17号	新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	95
議案第18号	新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	97
議案第19号	新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	98
議案第20号	新潟市手数料条例の一部改正について	99
議案第21号	新潟市自転車等駐車場条例及び新潟市自転車等放置防止条例の一部改正に	

	について	1 0 0
議案第 2 2 号	新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について . . .	1 0 2
議案第 2 3 号	新潟市屋外広告物条例の一部改正について	1 0 3
議案第 2 4 号	新潟市食品衛生法施行条例の一部改正について	1 0 5
議案第 2 5 号	新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について	1 1 0
議案第 2 6 号	新潟市建築関係手数料条例の一部改正について	1 1 4
議案第 2 7 号	新潟市国民健康保険条例の一部改正について	1 2 5
議案第 2 8 号	新潟市介護保険条例の一部改正について	1 2 6
議案第 2 9 号	新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について	1 2 9
議案第 3 0 号	新潟市急患診療センター条例の一部改正について	1 3 0
議案第 3 1 号	新潟市生活環境の保全等に関する条例の一部改正について	1 3 1
議案第 3 2 号	新潟市医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正について	1 3 2
議案第 3 3 号	新潟市アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部改正について	1 3 3
議案第 3 4 号	市道路線の認定及び廃止について	1 3 4
議案第 3 5 号	教育委員会委員の選任について	1 5 1
議案第 3 6 号	包括外部監査契約の締結について	1 5 2

議案第 1 号

令和 3 年度新潟市一般会計予算

令和 3 年度新潟市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 8 6 , 6 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 5 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		127,882,103
	1 市民税	60,136,030
	2 固定資産税	48,269,093
	3 軽自動車税	2,172,572
	4 市たばこ税	4,634,904
	5 鉱産税	64,690
	6 入湯税	16,917
	7 事業所税	4,657,216
	8 都市計画税	7,930,681
2 地方譲与税		3,247,116
	1 地方揮発油譲与税	1,204,772
	2 自動車重量譲与税	1,884,238
	3 特別とん譲与税	32,012
	4 航空機燃料譲与税	6,990
	5 石油ガス譲与税	45,104
	6 森林環境譲与税	74,000
3 利子割交付金		64,264
	1 利子割交付金	64,264
4 配当割交付金		371,071
	1 配当割交付金	371,071
5 株式等譲渡所得割交付金		318,079
	1 株式等譲渡所得割交付金	318,079
6 分離課税所得割交付金		116,107

款	項	金額
	1 分離課税所得割交付金	116,107
7 法人事業税交付金		1,072,629
	1 法人事業税交付金	1,072,629
8 地方消費税交付金		18,501,632
	1 地方消費税交付金	18,501,632
9 ゴルフ場利用税交付金		17,534
	1 ゴルフ場利用税交付金	17,534
10 環境性能割交付金		234,400
	1 環境性能割交付金	234,400
11 軽油引取税交付金		5,197,927
	1 軽油引取税交付金	5,197,927
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金		8,839
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	8,839
13 地方特例交付金		1,890,000
	1 地方特例交付金	1,190,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	700,000
14 地方交付税		60,844,000
	1 地方交付税	60,844,000
15 交通安全対策特別交付金		227,637
	1 交通安全対策特別交付金	227,637
16 石油貯蔵施設立地対策等交付金		60,000
	1 石油貯蔵施設立地対策等交付金	60,000
17 分担金及び負担金		775,947
	1 分担金	146,481
	2 負担金	629,466
18 使用料及び手数料		7,969,417

款	項	金額
	1 使用料	5,312,341
	2 手数料	2,657,076
19 国庫支出金		68,065,571
	1 国庫負担金	51,675,073
	2 国庫補助金	16,114,690
	3 委託金	275,808
20 県支出金		20,144,522
	1 県負担金	13,991,864
	2 県補助金	4,481,913
	3 委託金	1,599,745
	4 県貸付金	71,000
21 財産収入		818,686
	1 財産運用収入	213,002
	2 財産売払収入	605,684
22 寄附金		494,000
	1 寄附金	494,000
23 繰入金		89,864
	1 基金繰入金	89,864
24 繰越金		1
	1 繰越金	1
25 諸収入		21,503,254
	1 延滞金・加算金及び過料	187,674
	2 貸付金元利収入	18,626,217
	3 受託事業収入	66,200
	4 収益事業収入	1,236,770
	5 雑入	1,386,393

款	項	金 額
26 市債		46,685,400
	1 市債	46,685,400
歲	入	386,600,000
	合	計

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		995, 132
	1 議会費	995, 132
2 総務費		40, 387, 106
	1 総務管理費	36, 069, 941
	2 徴税費	2, 477, 477
	3 戸籍住民基本台帳費	1, 061, 617
	4 選挙費	369, 877
	5 統計調査費	121, 229
	6 人事委員会費	101, 600
	7 監査委員費	185, 365
3 民生費		121, 410, 649
	1 社会福祉費	10, 669, 735
	2 児童福祉費	44, 760, 825
	3 障がい福祉費	23, 150, 621
	4 生活保護費	17, 517, 902
	5 老人福祉費	25, 179, 812
	6 国民年金費	131, 754
4 衛生費		26, 501, 582
	1 保健衛生費	15, 755, 685
	2 清掃費	10, 745, 897
5 労働費		1, 548, 440
	1 労働諸費	1, 548, 440
6 農林水産業費		6, 036, 726

款	項	金額
	1 農業費	3,043,170
	2 農地費	2,810,997
	3 水産業費	182,559
7 商工費		13,170,913
	1 商業費	11,610,799
	2 工業費	1,560,114
8 土木費		52,115,438
	1 土木管理費	641
	2 道路橋りょう費	20,653,701
	3 港湾空港費	551,596
	4 都市計画費	25,664,414
	5 公園緑地費	2,561,868
	6 都市排水応急対策費	695,417
	7 建築費	646,383
	8 住宅費	1,341,418
9 消防費		9,938,616
	1 消防費	9,938,616
10 教育費		57,607,436
	1 教育総務費	9,619,957
	2 小学校費	24,628,343
	3 中学校費	14,635,083
	4 高等学校費	1,529,898
	5 幼稚園費	513,006
	6 特別支援学校費	1,442,520
	7 生涯学習費	2,743,958
	8 保健給食費	2,494,671

款	項	金額		
11 公債費		48,894,430		
	1 公債費	48,894,430		
12 諸支出金		7,893,532		
	1 普通財産取得費	200,000		
	2 開発公社費	7,693,532		
13 予備費		100,000		
	1 予備費	100,000		
歳	出	合	計	386,600,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
児童相談所庁舎整備改修事業	令和 4年度から 令和 5年度まで	446,596
新潟市障がい者住宅整備資金融資損失補償 (令和3年度)	資金を貸付けた日から約定償還期限到来後2年を経過した日まで	約定償還期限到来後1年を経過して、なお元利金(遅延利子を含む。以下同じ。)が回収されなかった場合に当該未回収の元利金を限度として融資機関に対して損失補償する。
新焼却施設整備事業	令和 4年度から 令和 5年度まで	100,000
新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金損失補償 (令和3年度)	令和 3年度から 令和20年度まで	新潟県信用保証協会が新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金のための信用保証による代位弁済をした場合に、その損失を限度として当該信用保証協会に対して損失補償する。
地域環境保全林整備事業用地先行取得契約 [相手方 新潟市土地開発公社]	令和 3年度から 令和 4年度まで	230,000
西堀地下施設改修事業	令和 4年度から 令和 5年度まで	345,000
除雪対策事業 (令和3年度)	令和 4年度から 令和 8年度まで	650,000
主要地方道新潟中央環状線(信濃川渡河工区)橋りょう整備事業 (令和3年度)	令和 4年度	145,000
市道北田中線・高井橋旧橋撤去事業 (令和3年度)	令和 4年度	114,000
都市計画道路秋葉程島線事業用地先行取得契約 [相手方 新潟市土地開発公社]	令和 3年度から 令和 4年度まで	152,000
都市計画道路新津新町・大久保線事業用地先行取得契約 [相手方 新潟市土地開発公社]	令和 3年度から 令和 4年度まで	75,000
道路橋りょう維持補修事業 (令和3年度)	令和 4年度	200,000
橋りょう定期点検事業	令和 4年度	75,000
(仮称) 上所駅整備事業	令和 4年度	120,000
新潟駅万代広場整備に伴うペDESTリアンデッキの整備	令和 4年度から 令和 6年度まで	4,100,000
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務 (令和3年度)	令和 3年度から 令和13年度まで	元金1,340,000,000千円及び当該額に対する利子相当額
新潟市土地開発公社事業資金融資債務保証	令和 3年度から 令和 4年度まで	新潟市土地開発公社が令和3年度に市長の承認する金融機関から事業資金を借り入れる場合、総額7,700,000千円に約定利息を加えた額を限度として公有地の拡大の推進に関する法律によりその債務を保証するものとする。

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業費	15,000	普通 貸借 又は 債券 発行 (他 の地 方公 共団 体と の共 同発 行を 含む 。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
コミュニティ施設整備事業費	418,200			
防災設備整備事業費	33,100			
文化施設等整備事業費	16,400			
体育施設整備事業費	1,500			
保育所整備事業費	169,200			
放課後児童クラブ整備事業費	1,400			
児童相談所整備事業費	23,100			
老人福祉施設整備事業費	17,600			
水道事業出資金	412,000			
地域保健福祉センター整備事業費	9,400			
ごみ処理施設整備事業費	154,900			
県営土地改良事業費負担金	273,000			
団体営土地改良事業費	67,600			
農業施設整備事業費	10,800			
漁港整備事業費	13,500			
商工施設整備事業費	28,800			
道路橋りょう整備事業費	10,162,400			
急傾斜地整備事業費	14,600			
新潟空港整備事業費負担金	276,300			
街路事業費	4,417,100			
都市計画施設整備事業費	74,400			
公園緑地整備事業費	416,000			
都市排水応急対策事業費	234,600			
公営住宅建設事業費	199,700			
消防施設整備事業費	185,400			
小学校校舎屋体建設事業費	1,000			
小学校大規模改造事業費	11,400			
臨時財政対策費	29,027,000			

議案第 2 号

令和 3 年度新潟市国民健康保険事業会計予算

令和 3 年度新潟市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 2, 8 2 3, 2 6 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 2 款各項に計上した負担金補助及び交付金の予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		13,364,812
	1 国民健康保険料	13,364,812
2 国民健康保険税		3,734
	1 国民健康保険税	3,734
3 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 国庫支出金		949
	1 国庫補助金	949
5 県支出金		52,562,005
	1 県補助金	52,562,005
6 連合会支出金		1,000
	1 連合会補助金	1,000
7 財産収入		794
	1 財産運用収入	794
8 繰入金		6,716,055
	1 他会計繰入金	6,523,505
	2 基金繰入金	192,550
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		173,917
	1 延滞金・加算金及び過料	67,000
	2 雑入	106,917
歳 入	合 計	72,823,268

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,954,324
	1 総務管理費	1,950,910
	2 徴収費	2,147
	3 運営協議会費	1,267
2 保険給付費		51,685,144
	1 療養諸費	44,610,360
	2 高額療養費	6,905,454
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	110,928
	5 葬祭諸費	57,400
	6 傷病手当金	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		18,388,087
	1 医療給付費分	12,611,391
	2 後期高齢者支援金等分	4,374,876
	3 介護納付金分	1,401,820
4 保健事業費		684,429
	1 保健事業費	57,589
	2 特定健康診査等事業費	626,840
5 基金積立金		794
	1 基金積立金	794
6 諸支出金		110,490
	1 償還金及び還付加算金	110,490
歳 出	合 計	72,823,268

議案第 3 号

令和 3 年度新潟市中央卸売市場事業会計予算

令和 3 年度新潟市の中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 2 5 1, 5 3 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 中央卸売市場収入		409,345
	1 使用料	409,344
	2 手数料	1
2 財産収入		123,227
	1 財産運用収入	123,227
3 繰入金		561,464
	1 他会計繰入金	541,170
	2 基金繰入金	20,294
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		135,899
	1 雑入	135,899
6 市債		21,600
	1 市債	21,600
歳 入	合 計	1,251,536

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		390,105
	1 市場費	390,105
2 公債費		861,056
	1 公債費	861,056
3 基金積立金		75
	1 基金積立金	75
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	1,251,536

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場施設整備事業費	21,600	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 4 号

令和 3 年度新潟市と畜場事業会計予算

令和 3 年度新潟市のと畜場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 4 1, 9 2 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		136,544
	1 使用料	136,544
2 財産収入		988
	1 財産運用収入	988
3 繰入金		86,275
	1 他会計繰入金	86,275
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2,115
	1 雑入	2,115
6 市債		16,000
	1 市債	16,000
歳 入	合 計	241,923

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 と畜場費		198,359
	1 と畜場費	198,359
2 公債費		43,464
	1 公債費	43,464
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	241,923

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉センター施設整備事業費	16,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 5 号

令和 3 年度新潟市土地取得事業会計予算

令和 3 年度新潟市の土地取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市債		200,000
	1 市債	200,000
歳 入	合 計	200,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 土地取得事業費		200,000
	1 事業費	200,000
歳 出	合 計	200,000

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業費	200,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内	借入れの年から据置期間を含み5年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 6 号

令和 3 年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和 3 年度新潟市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 6 6 , 7 4 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		4,962
	1 他会計繰入金	4,962
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		361,783
	1 貸付金元利収入	346,572
	2 雑入	15,211
歳 入	合 計	366,746

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		366,746
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	366,746
歳 出	合 計	366,746

議案第7号

令和3年度新潟市介護保険事業会計予算

令和3年度新潟市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,164,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

令和3年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 介護保険料		17,475,442
	1 介護保険料	17,475,442
2 使用料及び手数料		8,306
	1 手数料	8,306
3 国庫支出金		19,789,689
	1 国庫負担金	14,118,980
	2 国庫補助金	5,670,709
4 県支出金		11,999,399
	1 県負担金	11,394,347
	2 県補助金	605,052
5 支払基金交付金		21,877,651
	1 支払基金交付金	21,877,651
6 財産収入		454
	1 財産運用収入	454
7 繰入金		13,006,807
	1 一般会計繰入金	12,969,907
	2 基金繰入金	36,900
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		6,551
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 雑入	6,550
歳 入	合 計	84,164,300

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,620,783
	1 総務管理費	1,012,019
	2 徴収費	140,562
	3 介護認定調査・審査会費	468,202
2 保険給付費		78,502,550
	1 介護サービス等諸費	71,636,756
	2 介護予防サービス等諸費	2,109,938
	3 その他諸費	41,283
	4 高額介護サービス等費	1,832,800
	5 高額医療合算介護サービス等費	226,833
	6 特定入所者介護サービス等費	2,654,940
3 地域支援事業費		4,040,513
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,430,550
	2 一般介護予防事業費	89,224
	3 包括的支援事業・任意事業費	1,514,642
	4 その他諸費	6,097
4 基金積立金		454
	1 基金積立金	454
歳 出	合 計	84,164,300

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険システム統合DB対応改修事業	令和 4年度	14,004

議案第 8 号

令和 3 年度新潟市公債管理事業会計予算

令和 3 年度新潟市の公債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 9, 0 7 1, 4 3 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		54,919,430
	1 他会計繰入金	48,874,430
	2 基金繰入金	6,045,000
2 市債		24,152,000
	1 市債	24,152,000
歳 入	合 計	79,071,430

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公債費		79,071,430
	1 公債費	79,071,430
歳 出	合 計	79,071,430

議案第9号

令和3年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算

令和3年度新潟市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,568,348千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		7,271,381
	1 後期高齢者医療保険料	7,271,381
2 国庫支出金		360
	1 国庫補助金	360
3 繰入金		2,023,040
	1 他会計繰入金	2,023,040
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		273,566
	1 延滞金・加算金及び過料	952
	2 償還金及び還付加算金	20,996
	3 受託事業収入	234,422
	4 雑入	17,196
歳 入	合 計	9,568,348

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		131,929
	1 総務管理費	131,929
2 後期高齢者医療広域連合納付金		9,028,569
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	9,028,569
3 保健事業費		386,353
	1 健康保持増進事業費	386,353
4 諸支出金		20,997
	1 償還金及び還付加算金	20,997
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	9,568,348

議案第10号

令和3年度新潟市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水道への接続世帯数 302,000世帯

(2) 年間有収水量 71,805,000^{m³}

1日平均有収水量 196,700^{m³}

(3) 主要な建設改良事業

管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 12,429,223千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息4,491,720千円の財源に充てるため、企業債68,800千円を借り入れる。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	32,745,522
第1項 営業収益	22,116,717
第2項 営業外収益	10,628,804
第3項 特別利益	1

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	31,025,301
第1項 営業費用	26,531,228
第2項 営業外費用	4,491,720
第3項 特別損失	1,853
第4項 予備費	500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額13,563,748千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額882,462千円、当年度損益勘定留保資金等11,810,229千円及び当年度利益剰余金処分量871,057千円で補てんするものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	21,986,049
第1項 企業債	15,977,000
第2項 国県補助金	3,184,419
第3項 他会計補助金	2,726,709
第4項 負担金	97,921

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	35,549,797
第1項 建設改良費	13,726,513
第2項 企業債償還金	21,823,284

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項, 期間及び限度額は, 次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
松浜雨水ポンプ場調整池築造工事	令和4年度から 令和7年度まで	5,000,000
船見処理区合流改善貯留施設設置工事	令和4年度から 令和5年度まで	2,000,000
小新西排水区雨水調整池築造工事	令和4年度から 令和5年度まで	600,000
黒崎山田排水区雨水枝線295下水道工事	令和4年度から 令和5年度まで	300,000
中部下水処理場汚泥処理施設 中央監視設備工事	令和4年度	500,000
中部処理区合流改善調整池導水渠建設工事	令和4年度	360,000
中部下水処理場非常用放流渠耐震補強工事	令和4年度	150,000
ポンプ場管理棟電気設備工事	令和4年度	150,000
小新ポンプ場遠方監視設備工事	令和4年度	80,000
曾野木中継ポンプ場遠方監視設備工事	令和4年度	60,000
中部下水処理場管理本館ITV設備工事	令和4年度	50,000
関屋ポンプ場監視制御設備工事	令和4年度	50,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小新ポンプ場監視制御設備工事	令和4年度	40,000
上新栄町中継ポンプ場遠方監視設備工事	令和4年度	20,000
公共下水道建設改良事業	令和4年度	1,500,000
公共下水道維持管理事業	令和4年度	100,000

(企業債)

第6条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	16,045,800	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし, 利率見直し方式で借り入れる場合で, 政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内 元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により, 毎年度1期又は2期に償還する。ただし, 財政の都合により据置期間中でもあっても繰上償還し, 償還年限を短縮し, 又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,516,868千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,067,236千円である。

令和3年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 1 1 号

令和 3 年度新潟市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度新潟市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------------|----------------------------------|
| (1) | 給水戸数 | 3 3 3, 0 0 0 戸 |
| (2) | 年間総配水量 | 9 6, 8 6 6, 0 0 0 m ³ |
| | 1 日平均配水量 | 2 6 5, 0 0 0 m ³ |
| (3) | 主要な建設改良事業 | |
| | 基幹管路更新事業 | 2, 2 2 9, 7 0 0 千円 |
| | 基幹管路整備事業 | 9 4 0, 5 0 0 千円 |
| | 配水支管更新事業 | 3, 4 4 5, 2 0 0 千円 |
| | 青山浄水場施設整備事業 | 1 1, 0 0 0 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	17,212,247
第1項 営業収益	15,574,471
第2項 営業外収益	1,404,258
第3項 特別利益	233,518

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	15,493,148
第1項 営業費用	14,511,558
第2項 営業外費用	767,887
第3項 特別損失	208,703
第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,853,469千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額748,303千円、当年度損益勘定留保資金5,161,892千円及び建設改良積立金1,943,274千円で補てんするものとする。)

収 入

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	4,720,306
第1項 企業債	3,694,000
第2項 国庫補助金	335,610
第3項 出資金	412,000
第4項 固定資産売却代金	1
第5項 消火栓設置負担金	71,445
第6項 補償金	201,250
第7項 投資償還金	6,000

支 出

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	12,573,775
第1項 建設改良費	9,344,663
第2項 企業債償還金	3,229,112

(継続費)

第5条 青山浄水場施設整備事業に係る継続費について、その総額及び年割額を次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	青山浄水場施設 整備事業	3,810,400	令和3年度	11,000
				令和4年度	1,321,100
				令和5年度	1,782,000
				令和6年度	696,300

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
検針及び水道料金等収納業務	令和4年度から 令和6年度まで	1,015,000
竹尾配水場施設整備基本設計業務	令和4年度	32,000
取水・配水施設修理工事	令和4年度	130,000
浄水・配水施設整備工事	令和4年度	572,000
浄水発生汚泥収集運搬・処分業務	令和4年度	110,000
取水施設撤去 DBアドバイザー業務	令和4年度	34,000
浄水用薬品購入経費	令和4年度	140,000
水道週間行事企画・運営業務	令和4年度	8,000
配水管布設工事	令和4年度	2,100,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
基幹管路更新事業	1,520,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
配水支管更新事業	2,174,000			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,775,197千円

(2) 交際費 200千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、202,000千円と定める。

令和3年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

議案第12号

令和3年度新潟市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度新潟市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

676床 一般病床 652床

精神病床 16床

感染症病床 8床

(2) 年間患者数

入院患者 200,918人

外来患者 234,740人

(3) 主要な建設改良事業

手術支援ロボット更新事業 340,670千円

市民病院器械備品購入 402,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業収益	25,485,695
第1項 医業収益	20,815,489
第2項 医業外収益	4,660,206
第3項 特別利益	10,000

支 出

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業費用	26,412,123
第1項 医業費用	25,913,752
第2項 医業外費用	487,371
第3項 特別損失	10,000
第4項 予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,171,389千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,946千円及び過年度損益勘定留保資金1,169,443千円で補てんするものとする。)

収入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的収入	1,701,209
第1項 企業債	690,600
第2項 負担金交付金	1,010,609

支出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的支出	2,872,598
第1項 建設改良費	832,740
第2項 企業債償還金	2,039,858

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	690,600	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用、医業外費用及び特別損失に計上した経費のうち、次条に定める経費以外の経費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用
- (2) 医業費用及び特別損失に計上した職員給与費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 12,268,922千円
- (2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,600,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	手術支援ロボット	1 式
器 械 備 品	高圧蒸気滅菌装置	1 式
器 械 備 品	据置型デジタル式汎用 X線透視診断装置	1 式

令和3年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 13 号

新潟市公文書管理条例の制定について

新潟市公文書管理条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市公文書管理条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 行政文書の管理

第 1 節 文書の作成（第 4 条）

第 2 節 行政文書の整理等（第 5 条—第 9 条）

第 3 章 特定歴史公文書の保存、利用等（第 10 条—第 23 条）

第 4 章 雑則（第 24 条—第 28 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理に関する基本的事項を定めることにより、行政文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、公正で開かれた市民主体の市政を推進することで市民自治の確立を目指し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院

事業管理者及び新潟市土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第16条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 新聞、雑誌、書籍等一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧等の方法により情報が提供されているもの
- (2) 特定歴史公文書
- (3) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

3 この条例において「歴史公文書等」とは、市政を検証するために後世に残すべき重要な文書をいう。

4 この条例において「特定歴史公文書」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 第8条第1項又は第5項の規定により市長に移管されたもの
- (2) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は個人から市に寄贈され、又は寄託されたもの

5 この条例において「公文書」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 行政文書
- (2) 特定歴史公文書
(他の法令等との関係)

第3条 公文書の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 行政文書の管理

第1節 文書の作成

第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

第2節 行政文書の整理等

(整理)

第5条 実施機関は、当該実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書について、別に定めるところにより、分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、効率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、別に定めるところにより、当該行政文書ファイルについて、分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、別に定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては市長への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

第6条 実施機関は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

(行政文書ファイル管理簿)

第7条 実施機関は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日及び保存期間が満了したときの措置その他の実施機関が別に定める事項（新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号。以下「情報公開条例」という。）第6条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、実施機関が別に定める保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 実施機関は、行政文書ファイル管理簿を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(移管又は廃棄)

第8条 実施機関は、保存期間が満了した行政文書ファイル等を、第5条第5項の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等（実施機関が別に定めるものを除く。第7項において同じ。）を廃棄しようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議があったときは、規則で定めるところにより、新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

- 4 前項の審議会の意見を踏まえ、当該行政文書ファイル等が歴史公文書等に該当すると市長が認めるときは、市長は、当該行政文書ファイル等を保有する実施機関（次項において「保有実施機関」という。）にその旨の意見を述べるものとする。
- 5 前項の市長の意見があった場合に、保有実施機関は、当該市長の意見を参酌し、当該行政文書ファイル等を市長に移管することが適切であると認めるときは、第5条第5項の規定による定めにかかわらず、市長に移管するものとする。
- 6 実施機関は、第1項又は前項の規定により市長に移管する行政文書ファイル等について、第12条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。
- 7 市長は、保存期間を満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

（管理状況の報告等）

第9条 実施機関は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。
- 3 市長は、第1項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理及び適切な移管を確保するために必要があると認める場合には、実施機関に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出又は必要な調査の実施を求めることができる。

第3章 特定歴史公文書の保存、利用等

（特定歴史公文書の保存等）

第10条 市長は、特定歴史公文書を、第21条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

- 2 特定歴史公文書は、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 市長は、特定歴史公文書に個人情報（新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第1号の規定する個人情報をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

（特定歴史公文書の利用請求の方法）

第11条 特定歴史公文書について利用の請求（以下「利用請求」という。）をしようとする者は、市長に対し、次に掲げる事項を記載した利用請求書を提出しなければならない。

（1） 利用請求をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所若しくは事業所の所在地）

（2） 当該利用請求に係る特定歴史公文書の名称

（3） 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（利用請求の取扱い）

第12条 市長は、利用請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

（1） 当該特定歴史公文書が実施機関から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 情報公開条例第6条第1号に掲げる情報

イ 情報公開条例第6条第2号に掲げる情報

ウ 情報公開条例第6条第3号に掲げる情報

エ 情報公開条例第6条第4号に掲げる情報

オ 情報公開条例第6条第6号ア又はオに掲げる情報

(2) 当該特定歴史公文書がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

(3) 当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合

2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書が前項第1号に該当するか否かの判断をするに当たっては、当該特定歴史公文書が行政文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第8条第6項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 市長は、第1項第1号及び第2号に掲げる場合であっても、当該特定歴史公文書が、同項第1号アからオまでに掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報が記録されている部分とその他の部分からなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、利用請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、利用請求者に対し、その他の部分に記録された情報を利用させなければならない。

(利用請求に対する決定等)

第13条 市長は、利用請求があったときは、第19条の規定により一般の利用に供するものを除き、当該利用請求があった日から起算して15日以内に、当該利用請求に係る特定歴史公文書を利用させるかどうかの決定（以下「利用決定等」という。）をしなければならない。ただし、第11条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 市長は、利用決定等をしたときは、利用請求者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

3 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部を利用させないことと決定したときは、利用請求者に対し、速やかにその内容及び理由を記載した書面により通知しなければならない。

4 市長は、利用決定等に関し、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求があった日から起算して45日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定等を行うことができる。この場合において、市長は、第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの部分の特定歴史公文書について利用決定等をする期限

(本人情報の取扱い)

第14条 市長は、第12条第1項第1号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、規則で定める本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

2 市長は、死者を本人とする第12条第1項第1号イに掲げる情報が記載されている特定歴史公文書について、次に掲げる者から利用請求があった場合に、規則で定める書類

の提示又は提出があったときは、前項の規定により利用させなければならない。

- (1) 個人情報保護条例第13条第3項各号に掲げる者
- (2) 審議会の意見を聴いた上で市長が適当であると認める者
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 利用請求に係る特定歴史公文書に次に掲げる者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し意見書を提出する機会を与えることができる。

- (1) 市及び公社
- (2) 国
- (3) 独立行政法人等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。）
- (4) 他の地方公共団体
- (5) 地方独立行政法人
- (6) 利用請求者

2 市長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第6条第2号ウ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 市長は、特定歴史公文書であって第12条第1項第1号エに該当するものとして第8条第6項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書を移管した実施機関に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が

当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、市長は、その決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第16条 市長が特定歴史公文書を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（費用負担）

第17条 特定歴史公文書（前条ただし書の特定歴史公文書の写しを含む。）の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求があつた場合の措置）

第18条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

2 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があつたときは、市長は、次のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、新潟市公文書公開等審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書の利用について反対意見書が提出

されている場合を除く。)

(利用の促進)

第19条 市長は、特定歴史公文書（第12条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(移管元実施機関による利用の特例)

第20条 特定歴史公文書を移管した実施機関が市長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書について利用請求をした場合には、第12条第1項第1号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書の廃棄)

第21条 市長は、特定歴史公文書として保存されている文書がその重要性を失ったと認める場合には、あらかじめ審議会の意見を聴き、当該文書を廃棄することができる。

(保存及び利用等の状況の公表)

第22条 市長は、特定歴史公文書の保存及び利用等の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

(保存及び利用等に関する委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、特定歴史公文書の保存及び利用等に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(研修)

第24条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 市長は、実施機関の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(組織の見直しに伴う行政文書の適正な管理のための措置)

第25条 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する行政文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(出資法人の文書管理)

第26条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している団体（公社を除く。）であって実施機関が別に定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 出資法人は、当該出資法人について解散、合併等組織の見直しが行われる場合には、その保有する文書について、当該組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 実施機関は、出資法人に対し、前2項に定める適正な管理が実現できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理者の文書管理)

第27条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める適正な管理が実現できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3章の規定 新潟市文書館条例（令和3年新潟市条例第 号）の施行の日

(2) 第2章第2節の規定 令和4年4月1日

(準備行為)

2 この条例（前項各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項において同じ。）の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 第2章第2節の規定は、第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書について適用する。

4 第1項第2号に掲げる規定の施行の際実施機関が現に保有している行政文書（以下「施行前文書」という。）については、次項及び第6項に定めるものを除き、なお従前の例による。

5 施行前文書にかかる保存、保存期間の延長並びに管理状況の報告及び公表については、第5条第4項、第6条及び第9条の規定の例による。

6 施行前文書にかかる保存期間が第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に満了する場合における廃棄については、第8条第2項から第5項まで及び第7項の規定の例による。

7 第1項第1号の規定による施行の際現に歴史的資料として特別に保有し、及び管理し、並びに市長の定めにより利用に供している文書、図面等の記録資料については、特定歴史公文書とみなす。

議案第 14 号

新潟市公文書管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

新潟市公文書管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市公文書管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟市附属機関設置条例の一部改正)

第 1 条 新潟市附属機関設置条例（昭和 35 年新潟市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

新潟市個人情報保護審議会	<ol style="list-style-type: none">1 市長の諮問に応じ、新潟市個人情報保護条例（平成 13 年新潟市条例第 4 号。以下「保護条例」という。）の規定に基づく個人情報の保護に関して必要な事項を調査審議すること。2 前項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、市長に建議すること。3 保護条例の規定によりその権限に属せられた事項について実施機関に意見を述べること。4 特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の特定個人情報ファイルの取扱いについて市の機関に意見を述べること。
--------------	--

新潟市情報公開・個人情報保護審査会	<ol style="list-style-type: none"> 1 新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第2条第2項に規定する実施機関の諮問に応じ、同条例第12条に規定する審査請求に関して必要な事項を審査すること。 2 保護条例第2条第3号に規定する実施機関の諮問に応じ、保護条例第27条に規定する審査請求に関して必要な事項を審査すること。
新潟市情報公開制度運営審議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長の諮問に応じ、情報公開制度の公正かつ円滑な運営に関して必要な基本的事項又は重要な事項を調査審議すること。 2 前項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、市長に建議すること。 3 条例第6条第2号エ及びオの規定に基づき、実施機関に意見を述べること。

を

「

新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長の諮問に応じ、情報公開制度、個人情報保護制度及び公文書管理制度に関して必要な事項を調査審議すること。 2 前項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、市長に建議すること。 3 新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号。以下「公開条例」という。）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号。以下
-------------------------	--

」

	<p>「保護条例」という。)の規定に基づき、実施機関に意見を述べること。</p> <p>4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価について市の機関に意見を述べること。</p>	に改める。
新潟市情報公開・個人情報保護審査会	<p>1 公開条例第2条第2項に規定する実施機関の諮問に応じ、公開条例第12条に規定する審査請求に関して必要な事項を審査すること。</p> <p>2 保護条例第2条第3号に規定する実施機関の諮問に応じ、保護条例第27条に規定する審査請求に関して必要な事項を審査すること。</p>	

第2条 新潟市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の項中「及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号。以下「保護条例」という。）」を「、新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号。以下「保護条例」という。）及び新潟市公文書管理条例（令和3年新潟市条例第 号。以下「公文書条例」という。）」に改め、同部新潟市情報公開・個人情報保護審査会の項中「新潟市情報公開・個人情報保護審査会」を「新潟市公文書公開等審査会」に、

「

<p>2 保護条例第2条第3号に規定する実施機関の諮問に応じ、保護条例第27条に規定する審査請求に関して必要な事項を審査すること。</p>	を
---	---

「

- 2 保護条例第2条第3号に規定する実施機関の諮問に応じ、保護条例第27条に規定する審査請求に関して必要な事項を審査すること。
- 3 市長の諮問に応じ、公文書条例第18条に規定する審査請求に関して必要な事項を審査すること。

に改める。

」

(新潟市情報公開条例の一部改正)

第3条 新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号エ中「新潟市情報公開制度運営審議会」を「新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(以下「審議会」という。)」に改め、同号オ中「新潟市情報公開制度運営審議会」を「審議会」に改める。

第6条の3第2項及び第9条の2第2項中「新潟市情報公開制度運営審議会」を「審議会」に改める。

第4条 新潟市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「公文書」を「行政文書」に、「第19条」を「第19条・第20条」に改める。

第1条中「公文書」を「行政文書」に改める。

第2条第1項中「公文書」を「行政文書」に、「文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))」を「文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。)」に改め、「用いるものとして」の次に

「，当該実施機関が」を加え，同項中第1号を削り，第2号を第1号とし，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 新潟市公文書管理条例（令和3年新潟市条例第 号。以下「公文書条例」という。）第2条第4項に規定する特定歴史公文書

第2条第1項第3号中「特別に保有しているもの」を「特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）」に改め，同条第2項中「水道局長」を「水道事業管理者」に改め，「新潟市土地開発公社」の次に「（以下「公社」という。）」を加える。

第3条第2項中「，公文書の適正な作成及び保存に努めるとともに」を削る。

第4条中「公文書」を「行政文書」に改める。

「第2章 公文書の公開」を「第2章 行政文書の公開」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「公文書」を「行政文書」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「公文書」を「行政文書」に，「含まれている」を「記録されている」に改め，同条第1号及び第2号ア中「条例」を「他の条例」に改め，同条第2号エ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に，「並びに地方独立行政法人」を「，地方独立行政法人」に，「職員をいう」を「職員並びに公社の役員及び職員をいう」に改め，同条第2号オ中「市の機関」の次に「（公社を含む。以下この条において同じ。）」を加え，同条第3号中「及び地方独立行政法人」を「，地方独立行政法人及び公社」に改め，同条第5号中「又は他の公共団体」を「，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に，「この項」を「この条」に改め，同条第6号中「国，独立行政法人等，他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」を「国等」に改め，同条第6号イ中「国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人」を「公社又は国等」に改め，同条第6号オ中「又は地方独立行政法人」を「，地方独立行政法人又は公社」に改める。

第6条の2，第6条の3の見出し及び同条第1項並びに第7条中「公文書」を「行政文書」に改める。

第8条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第9条第1項中「請求を受理した」を「公開請求があつた」に、「公文書」を「行政文書」に改め、次のただし書きを加える。

ただし、第8条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第9条第2項前段中「前項に規定する期間内」を「やむを得ない理由により前項に規定する期間内」に、「できないときは、前項」を「できないときは、同項」に改め、同項後段中「当該延長の理由及び決定することができる時期」を「延長後の期間及び延長の理由」に改め、「速やかに」の次に「書面により」を加え、同条第3項中「速やかに」の次に「書面により」を加え、「請求者」を「公開請求者」に改め、同条第4項中「公文書」を「行政文書」に改める。

第9条の2第1項中「公文書」を「行政文書」に、「残り」を「残りの部分」に改める。

第9条の3第1項中「公文書」を「行政文書」に、「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市及び公社
- (2) 国等
- (3) 公開請求者

第9条の3第2項中「公開決定等」を「第9条第1項の規定により、行政文書を公開することとする決定（以下「公開決定」という。）」に改め、同項第1号及び第2号中

「公文書」を「行政文書」に改め、同条第3項中「公文書」を「行政文書」に改め、「表示した意見書」の次に「（以下「反対意見書」という。）」を加え、「公開の決定」を「公開決定」に、「当該意見書」を「反対意見書」に改める。

第10条第1項中「公開請求に係る公文書を公開することと決定」を「公開決定」に、「請求者」を「公開請求者」に、「当該公文書」を「当該行政文書」に改め、同条第2項中「公文書」を「行政文書」に改め、同条第3項中「，公文書」を「，行政文書」に、「相当の理由」を「正当な理由」に、「公文書を複製したもの」を「行政文書の写し」に改める。

第11条中「公文書（）」を「行政文書（）」に、「公文書を複製したもの」を「行政文書の写し」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつた場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、新潟市情報公開・個人情報保護審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

- (1) 当該審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第13条（見出しを含む。）、第14条及び第15条中「公文書」を「行政文書」に改める。

第16条第1号中「，条例等」を「又は他の条例」に改める。

第17条見出し中「出資法人等」を「出資法人」に改め、同条第1項中「市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している団体（新潟市土地開発公社を除く。）であつて規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は」を「出資法人（公文書

条例第26条第1項に規定する出資法人をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのつとり」に改め、同条第2項及び第3項中「出資法人等」を「出資法人」に改める。

第18条第1項中「以下同じ。)は」の次に「、この条例の趣旨にのつとり」を加える。

第19条を第20条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(適用除外)

第19条 法令又は他の条例の規定により情報の公開の手続きが定められている行政文書については、この条例の規定は、適用しない。

第5条 新潟市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「新潟市情報公開・個人情報保護審査会」を「新潟市公文書公開等審査会」に改める。

第6条 新潟市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

(新潟市個人情報保護条例の一部改正)

第7条 新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項第3号中「新潟市個人情報保護審議会」を「新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」に改める。

第8条 新潟市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「公文書」を「行政文書」に、「文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を「文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。第18条第2項を除き、以下同じ。)」に、「管理している」を「、当

該実施機関が保有している」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 新聞、雑誌、書籍等一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧等の方法により情報が提供されているもの

イ 新潟市公文書管理条例（令和3年新潟市条例第 号。以下「公文書条例」という。）第2条第4項に規定する特定歴史公文書

第2条第2号に次のように加える。

ウ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（イに掲げるものを除く。）

第2条第3号中「水道局長」を「水道事業管理者」に改め、「新潟市土地開発公社」の次に「（以下「公社」という。）」を加え、同条第4号中「（国及び地方公共団体を「その他の団体（国，独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。），地方公共団体，地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び公社」に改め、同条第5号及び第9号中「公文書」を「行政文書」に改め、同条第10号本文中「，図画及び電磁的記録」を削り、「管理している」を「，当該指定管理者が保有している」に改め、同条第10号アを次のように改める。

ア 新聞、雑誌、書籍等一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧等の方法により情報が提供されているもの

第2条第10号イ中「特別に保有している」を「特別の管理がされている」に改め、同条に次の1号を加える。

（12） 指定管理者保有特定個人情報 指定管理者としての業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該指定管理者としての業務に従事する者が当該業務に組織的に利用するものとして、当該指定管理者が指定管理者保有文書に記録しているものをいう。

第6条第1項中「公文書」を「行政文書」に改める。

第7条第2項ただし書中「条例」を「他の条例」に改める。

第10条第2項ただし書中「歴史的資料として保有される」を「公文書条例第2条第3項で規定する歴史公文書等に該当する」に改める。

第13条第4項中「，老人医療」を削り，「第1条」を「第5条」に改める。

第14条第3号ア中「法令」を「法令等」に改め，同号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に，「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め，「（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）」を削り，「並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。以下同じ」を「，地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう」に改め，同条第5号中「又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」を「（公社を含む。）又は国等（国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め，同号イ中「国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人」を「公社又は国等」に改め，同号ウ中「侵害する」を「阻害する」に改め，同号オ中「市」の次に「，公社」を加える。

第15条中「前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる保有個人情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている」を「非開示情報が含まれている」に改め，「損なわない程度に」の次に「合理的に」を加え，「，不開示情報」を「，非開示情報」に改める。

第15条の2の見出しを「（公益上の理由による裁量的開示）」に改め，同条中「公文書」を「保有個人情報」に，「記録されている」を「含まれている」に改める。

第16条中第4項を第5項とし，同条第3項中「請求者」を「開示請求者」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第17条の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条第1項中「請求を受理した」を「開示請求があった」に、「開示請求に」を「当該開示請求に」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第17条第2項中「当該延長の理由及び決定をすることができる時期」を「延長後の期間及び延長の理由」に改め、同条第3項ただし書中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、同条第4項中「不開示」を「非開示」に改める。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「相当の部分については」を「相当の部分につき」に、「残り」を「残りの部分」に改め、同項第2号中「残り」を「残りの部分」に改める。

第17条の3第1項中「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市及び公社
- (2) 国等
- (3) 開示請求者

第17条の3第3項中「表示した意見書」の次に「(以下「反対意見書」という。)」を加え、「当該意見書」を「反対意見書」に改める。

第18条第3項中「、公文書」を「、行政文書」に、「相当の理由」を「正当な理由」に、「当該公文書を複製したもの」を「その写し」に改める。

第19条第2項中「訂正の請求」を「訂正請求」に改める。

第20条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第21条の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条第1項中「請求を受理した」を「訂正請求のあった」に、「訂正請求に」を「当該訂正請求に」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第21条第2項中「当該延長の理由及び決定をすることができる時期」を「延長後の期間及び延長の理由」に、「訂正請求した者」を「訂正請求者」に改め、同条第3項中「訂正請求した者」を「訂正請求者」に改める。

第22条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第23条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第26条中「交付又は同条第3項の規定による開示」を「規定による行政文書（第18条第3項の写しを含む。）の写しの交付」に、「交付又は開示」を「写しの交付」に改める。

第27条第1項を次のように改める。

開示決定等若しくは第21条第1項若しくは第25条第2項に規定する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、新潟市情報公開・個人情報保護審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

- (1) 当該審査請求が不適法であり，却下する場合
- (2) 裁決で，審査請求の全部を認容し，当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で，審査請求の全部を認容し，当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で，審査請求の全部を認容し，当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第29条中「市が資本金，基本金その他これらに準ずるものを出資している法人のうち，市長が別に定めるもの」を「出資法人（公文書条例第26条第1項に規定する出資法人をいう。）」に改める。

第29条の2第1項を次のように改める。

指定管理者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設の管理を行うにあたって個人情報を取り扱う場合については，第2章の規定を準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は，それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	次に掲げる事項	当該指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）を通じて，次に掲げる事項
第6条第2項	あらかじめ	当該指定管理者を指定した実施機関を通じて，あらかじめ
第6条第3項第3号	新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理	指定実施機関を通じて新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理

	審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いたうえで	審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いたうえで
第6条第4項	遅滞なく	指定実施機関を通じて遅滞なく
第7条第2項	あらかじめ	指定実施機関を通じてあらかじめ
第7条第3項第5号	あらかじめ	指定実施機関を通じてあらかじめ
第7条第3項第6号	審議会の	指定実施機関を通じて審議会の
第8条第1項	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	保有特定個人情報	指定管理者保有特定個人情報
	当該実施機関以外	当該指定管理者及び指定実施機関以外
第8条第1項第5号	同一実施機関内部	当該指定管理者及び指定実施機関内部
第8条第1項第6号	審議会の	当該指定実施機関を通じて審議会の
第8条第2項	公示その他適切な方法により	指定実施機関を通じて公示その他適切な方法により
	審議会の	指定実施機関を通じて審議会の
第8条第3項	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第8条の2	保有特定個人情報	指定管理者保有特定個人情報
第9条	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	実施機関以外の	当該指定管理者及び指定実施機関以外の
第9条第2号	審議会の	指定実施機関を通じて審議会の

第10条第1項及び 第2項	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
------------------	--------	-------------

第29条の2第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定する場合における第3章の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条第1項	実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己に係る保有個人情報	指定実施機関に対し、当該指定実施機関が指定した指定管理者が保有する自己に係る指定管理者保有個人情報
第13条第2項	保有特定個人情報	指定管理者保有特定個人情報
第13条第3項	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第13条第5項	実施機関	指定実施機関
第14条及び第15条	実施機関	指定実施機関
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第15条の2	実施機関	指定実施機関
第15条の3	実施機関	指定実施機関
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第16条第1項及び第2項	実施機関	指定実施機関
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第16条第3項	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	直ちに	速やかに、指定管理者から当該開示請求に係る指定管理者保有個人

		情報の提供を受けて
	実施機関	指定実施機関
第17条	実施機関	指定実施機関
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第17条第1項	以内に	以内に，指定管理者から当該開示請求に係る指定管理者保有個人情報の提供を受けて
第17条の2から第19条まで	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	実施機関	指定実施機関
第20条第1項及び	実施機関	指定実施機関
第21条	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第21条第1項	を訂正するか	の訂正を指定管理者に行わせるか
第21条第4項	を訂正しない	の訂正を指定管理者に行わせない
第22条から第24条まで	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	実施機関	指定実施機関
第24条	利用を停止しなければ	利用を停止させなければ
第25条第1項	実施機関	指定実施機関
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	利用を停止する	利用を停止させる
第25条第2項	実施機関	指定実施機関
	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
	利用を停止しない	利用を停止させない
第26条	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第27条第1項	実施機関	指定実施機関

	保有個人情報	指定管理者保有個人情報
第28条	実施機関	指定実施機関及び指定管理者
第37条	保有個人情報	指定管理者保有個人情報

第31条第2項を削る。

第33条第1項中「公文書」を「行政文書」に改める。

第35条中「， 図画又は電磁的記録」を削る。

第9条 新潟市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「新潟市情報公開・個人情報保護審査会」を「新潟市公文書公開等審査会」に改める。

(新潟市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第10条 新潟市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年新潟市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「公文書」を「行政文書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、第3条及び第7条の規定 令和3年4月1日

(2) 第2条、第5条及び第9条の規定 新潟市文書館条例（令和3年新潟市条例第 号）の施行の日

(3) 第6条の規定 令和4年4月1日

(新潟市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行（前項第1号の規定による施行をいう。次項において同じ。）の際現に第1条の規定による改正前の新潟市附属機関設置条例（以下「第1条改正前の附属機関条例」という。）に定める新潟市個人情報保護審議会又は新潟市情報公開制度運営審

議会が調査審議している事案は、同条の規定による改正後の新潟市附属機関設置条例（以下「第1条改正後の附属機関条例」という。）に定める新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会が調査審議している事案とみなす。

3 この条例の施行前において、第1条改正前の附属機関条例に定める新潟市個人情報保護審議会又は新潟市情報公開制度運営審議会の行った意見提出その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ第1条改正後の附属機関条例の相当規定に基づいて新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の行った意見提出その他の行為とみなす。

4 この条例の施行（第1項第2号の規定による施行をいう。）の際現に第2条の規定による改正前の新潟市附属機関設置条例に定める新潟市情報公開・個人情報保護審査会が調査審議している事案は、同条の規定による改正後の新潟市附属機関設置条例に定める新潟市公文書公開等審査会が調査審議している事案とみなす。

（新潟市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行（第1項各号に掲げる規定にあつては、当該規定をいう。次項において同じ。）の施行の際現に改正前の新潟市情報公開条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の新潟市情報公開条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（新潟市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

6 この条例の施行の際現に改正前の新潟市個人情報保護条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の新潟市個人情報保護条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

議案第15号

新潟市文書館条例の制定について

新潟市文書館条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市文書館条例

(設置)

第1条 新潟市公文書管理条例（令和3年新潟市条例第 号）の趣旨にのっとり、特定歴史公文書（同条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書をいう。以下同じ。）を適切に保存し、市民等の利用に供するとともに、本市の歴史を検証し、歴史に関する情報を発信するため、公文書館法（昭和62年法律第115号）第5条第1項の規定に基づき、新潟市文書館（以下「文書館」という。）を新潟市北区太田862番地1に設置する。

(事業)

第2条 文書館は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 特定歴史公文書を保存し、一般の利用に供すること。
- (2) 本市の歴史に関する資料の収集及び調査研究を行うこと。
- (3) 本市の歴史編さん及び歴史に関する情報発信を行うこと。
- (4) 所蔵資料の公開及び活用を促進し、市民等の調査研究を支援すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(施設)

第3条 文書館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 閲覧室
- (2) 資料公開室

(3) 講座室

(休館日)

第4条 文書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 月曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 12月29日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第5条 文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(講座室の利用)

第6条 講座室は、第2条の事業に支障のない範囲において、各種の行事、集会等の利用に供することができる。

2 前2条の規定にかかわらず、講座室は、休館日又は開館時間外においても、公共性又は公益性が高い地域活動を行う場合については、文書館の管理上支障のない範囲において利用に供することができる。

(利用の許可)

第7条 講座室を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の許可をしない。

(1) 利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合

(2) 利用の内容又は方法が文書館の施設若しくは設備又は所蔵資料を損傷し、汚損

し、又は亡失するおそれがあると認められる場合

(3) 営利、宣伝又は営業上の目的をもって利用をするおそれがあると認められる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が文書館の管理上支障があると認める場合
(利用の取止めの申出)

第9条 講座室の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(使用料)

第10条 市長は、利用者から別表に掲げる使用料を徴収する。

(使用料の徴収時期)

第11条 使用料は、講座室の利用を許可する時に徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の免除)

第12条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、第17条第2項の規定により処分をした場合その他規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(許可外の利用の禁止)

第14条 利用者は、講座室をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(行為の制限)

第15条 利用者及び文書館の入館者（以下「利用者等」という。）は、文書館内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号から第5号までに掲げる行為に

ついて市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 文書館の施設若しくは設備又は所蔵資料を損傷し、汚損し、又は亡失すること。
- (2) 火気を使用すること。
- (3) 広告等を掲示し、又は配布すること。
- (4) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (5) 指定された場所以外の場所で飲食すること。
- (6) 他人に迷惑をかける行為をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が文書館の管理上支障があると認める行為をすること。

(許可の条件)

第16条 市長は、この条例の規定による許可に文書館の管理のため必要な範囲内において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、この条例の規定による許可に付けた条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは文書館からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたもの

2 市長は、文書館の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(原状回復)

第18条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 講座室の利用を終了した場合

(2) 講座室の利用開始後に許可を取り消された場合

(3) 行為の中止を命ぜられた場合

(4) 退去を命ぜられた場合

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

(損害賠償)

第19条 利用者等は、文書館の施設若しくは設備又は所蔵資料を損傷し、汚損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 講座室の利用の許可、取止めの申出及び許可の取消し、使用料の徴収、納付期日の決定、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

別表（第10条関係）

利用時間区分	午前（午前9時から正午まで）	午後1（午後0時30分から午後2時30分まで）	午後2（午後3時から午後5時まで）
使用料の額（円）	600	400	400

備考

- 1 午前，午後 1 及び午後 2 の利用時間区分を継続して利用する場合（午後 2 及び午前の区分を継続して利用する場合を除く。）の使用料の額は，各利用時間区分の使用料の額の合計額とする。
- 2 利用時間区分が上表及び備考 1 に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 3 上表に規定する利用時間区分以外の時間（備考 1 に規定する継続して利用する場合における正午から午後 0 時 3 0 分までの時間及び午後 2 時 3 0 分から午後 3 時までの時間を除く。）に利用する場合の使用料の額は，1 時間につき 2 0 0 円とする。この場合において，その利用時間に 1 時間に満たない端数があるときはこれを 1 時間に切り上げ，1 時間を超えて利用した場合において，その利用時間に 1 時間に満たない端数があるときはこれを 1 時間に切り上げる。

議案第 16 号

新潟市市税事務所設置条例の廃止について

新潟市市税事務所設置条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市市税事務所設置条例を廃止する条例

新潟市市税事務所設置条例（平成 23 年新潟市条例第 57 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年新潟市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 投票管理者の項報酬額の欄中「24,400 円」の次に「。ただし、従事時間が 1 日の時間数に満たない場合は、報酬額に従事した時間数を乗じ、これを 1.3 で除した額（100 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）」を加え、同表開票管理者の項報酬区分の欄中「（開票が翌日にわたるときも、これを 1 日とみなす。以下開票立会人の場合も同様とする。）」を削り、同表期日前投票管理者の項報酬区分の欄中「1 日につき」を「同」に改め、同項報酬額の欄中「18,000 円」の次に「。ただし、従事時間が 1 日の時間数と異なる場合は、報酬額に従事した時間数を乗じ、これを 1.15 で除した額（100 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）」を加え、同表投票立会人の項報酬額の欄中「立会時間中に交替した場合」を「立会時間が 1 日の時間数に満たない場合」に、「投票開始から終了時刻までの時間数」を「1.3」に改め、同表期日前投票立会人の項報酬額の欄中「立会時間中に交替した場合」を「立会時間が 1 日の時間数と異なる場合」に、「投票開始から終了時刻までの時間数」を「1.15」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 投票管理者の 1 日の従事時間及び投票立会人の 1 日の立会時間は、午前 7 時から午後 8 時までの 1.3 時間とする。

2 期日前投票管理者の1日の従事時間及び期日前投票立会人の1日の立会時間は、午前8時30分から午後8時までの11時間30分とする。

3 次に掲げる者の従事時間又は立会時間が翌日にわたるときも、これを1日とみなす。

(1) 開票管理者の従事時間

(2) 開票立会人の立会時間

(3) 選挙長の従事時間

(4) 選挙立会人の立会時間

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第18号

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月18日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市職員の特殊勤務手当支給条例（平成18年新潟市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同項に次の1号を加える。

(11) 児童相談所に勤務する職員が児童福祉法による相談、調査、指導、判定等の業務に従事した場合

第13条第2項を次のように改める。

2 保健福祉調査等手当の額は、前項各号に掲げる業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号から第10号までに掲げる業務 350円

(2) 前項第11号に掲げる業務 1,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第13条第2項第2号の規定は、この条例の施行の日以後に従事する業務に係る保健福祉調査等手当について適用し、同日前に従事した業務に係る保健福祉調査等手当については、なお従前の例による。

議案第 19 号

新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例（平成 18 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号中「3, 600 円, 特に心身に著しい負担を与えるものとして別に教育委員会の定める程度に及ぶ場合にあつては 3, 900 円」を「, 3, 600 円」に改める。

第 2 条 新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号中「3, 600 円」を「2, 700 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第 1 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に従事した業務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

議案第 20 号

新潟市手数料条例の一部改正について

新潟市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市手数料条例の一部を改正する条例

新潟市手数料条例（平成 12 年新潟市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち（4）の表 1 の項中「80,000 円」を「81,700 円」に改め、同表 2 の項及び 3 の項中「8,200 円」を「8,300 円」に改め、同表 4 の項中「61,000 円」を「61,500 円」に改め、同表 16 の項中「340 円」を「360 円」に改める。

別表のうち（6）の表 1 の項を次のように改める。

1	農地に関する証明書交付手数料		
	（1） 農業振興地域整備計画及び農 用地利用集積計画に係る証明書	1 通につき	600 円
	（2） その他の証明書	1 通につき	300 円

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

新潟市自転車等駐車場条例及び新潟市自転車等放置防止条例の一部改正について

新潟市自転車等駐車場条例及び新潟市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市自転車等駐車場条例及び新潟市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

(新潟市自転車等駐車場条例の一部改正)

第 1 条 新潟市自転車等駐車場条例（平成 5 年新潟市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「1,000 円」を「2,000 円」に、「1,500 円」を「3,000 円」に改める。

(新潟市自転車等放置防止条例の一部改正)

第 2 条 新潟市自転車等放置防止条例（平成 5 年新潟市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「1,000 円」を「2,000 円」に、「1,500 円」を「3,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 第 1 条の規定による改正後の第 13 条の規定は、この条例の施行の日以後に撤去した自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）に関し徴収する費用について適用し、同日前に撤去した自転車等に関し徴収する費用については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の第12条の規定は、この条例の施行の日以後に撤去した自転車等に関し徴収する費用について適用し、同日前に撤去した自転車等に関し徴収する費用については、なお従前の例による。

議案第 22 号

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 25 年新潟市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項及び 2 の項中「15,000 円」を「15,200 円」に改め、同表 6 の項手数料の額の欄中

「

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額

(1) 生後 91 日以上の犬又は猫 1 匹につき 1,630 円

(2) 生後 91 日未満の犬又は猫 次のア又はイに掲げる区分
に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 10 匹以下の場合 1,630 円

イ 11 匹以上の場合 3,260 円

」

「

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額

(1) 生後 91 日以上の犬又は猫 1 匹につき 3,560 円 に改める。

(2) 生後 91 日未満の犬又は猫 1 匹につき 700 円

」

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

新潟市屋外広告物条例の一部改正について

新潟市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市屋外広告物条例の一部を改正する条例

新潟市屋外広告物条例（平成 7 年新潟市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（条例第 12 条関係）

区分	単位	金額
はり紙	100 枚までごとに	400 円
はり札等	100 枚までごとに	400 円
立看板等	1 個	400 円
広告幕 広告旗	1 個	400 円
電柱類広告	1 個	400 円
野立広告板 野立広告塔 屋上広告 壁面広告 突出広告 懸垂幕	広告板の表示面積が 5 平方メートルまでごとに	1,400 円

アーチ広告		
つり下げ広告		
アドバルーン	1個	1,400円

注 この表に定めのない種類の広告物等に係る手数料の額については、この表に定める種類の手数料との均衡等を考慮して市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に到達した申請に係る手数料について適用し、同日前に到達した申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 24 号

新潟市食品衛生法施行条例の一部改正について

新潟市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

新潟市食品衛生法施行条例（平成 12 年新潟市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に改め、「受けようとする者は、」の次に「1 件につきそれぞれ」を加え、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 5 2 条第 1 項及び新潟県食品衛生条例第 2 条第 1 項」を「第 5 5 条第 1 項」に改め、「季節的及び」を削り、「別表第 2 又は別表第 3 に定める額の半額の」を「1 件につきそれぞれ別表第 3 に定める」に改め、同項ただし書中「市場等定置喫茶店営業（喫茶店営業のうち、市日の市場及び祭礼の会場に限り営まれるものをいう。以下同じ。）及び食品行商」を「市日の市場及び祭礼の会場に限り営まれるものとして飲食店営業」に、「同表に定める額の手数料を全額」を「別表第 2 に定める額の手数料を」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

種類	金額
1 飲食店営業	
（1） 臨時的に営まれるもの	4,000 円
（2） 市日の市場又は祭礼の会場に限り営ま	2,000 円

れるもの	
(3) 上記以外のもの	16,000円
2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	9,800円
3 食肉販売業	13,000円
4 魚介類販売業	13,000円
5 魚介類競り売り営業	21,000円
6 集乳業	9,800円
7 乳処理業	23,000円
8 特別牛乳搾取処理業	23,000円
9 食肉処理業	23,000円
10 食品の放射線照射業	23,000円
11 菓子製造業	21,000円
12 アイスクリーム類製造業	21,000円
13 乳製品製造業	23,000円
14 清涼飲料水製造業	23,000円
15 食肉製品製造業	23,000円
16 水産製品製造業	23,000円
17 冰雪製造業	21,000円
18 液卵製造業	23,000円
19 食用油脂製造業	23,000円
20 みそ又はしょうゆ製造業	21,000円
21 酒類製造業	21,000円
22 豆腐製造業	21,000円

23 納豆製造業	21,000円
24 麺類製造業	21,000円
25 そうざい製造業	23,000円
26 複合型そうざい製造業	34,000円
27 冷凍食品製造業	23,000円
28 複合型冷凍食品製造業	34,000円
29 漬物製造業	21,000円
30 密封包装食品製造業	23,000円
31 食品の小分け業	21,000円
32 添加物製造業	23,000円

別表第3（第4条関係）

種類	金額
1 飲食店営業	13,000円
2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	9,000円
3 食肉販売業	11,000円
4 魚介類販売業	11,000円
5 魚介類競り売り営業	18,000円
6 集乳業	9,000円
7 乳処理業	19,000円
8 特別牛乳搾取処理業	19,000円
9 食肉処理業	19,000円
10 食品の放射線照射業	19,000円
11 菓子製造業	18,000円

12	アイスクリーム類製造業	18,000円
13	乳製品製造業	19,000円
14	清涼飲料水製造業	19,000円
15	食肉製品製造業	19,000円
16	水産製品製造業	19,000円
17	氷雪製造業	18,000円
18	液卵製造業	19,000円
19	食用油脂製造業	19,000円
20	みそ又はしょうゆ製造業	18,000円
21	酒類製造業	18,000円
22	豆腐製造業	18,000円
23	納豆製造業	18,000円
24	麺類製造業	18,000円
25	そうざい製造業	19,000円
26	複合型そうざい製造業	29,000円
27	冷凍食品製造業	19,000円
28	複合型冷凍食品製造業	29,000円
29	漬物製造業	18,000円
30	密封包装食品製造業	19,000円
31	食品の小分け業	18,000円
32	添加物製造業	19,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項及び食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和2年新潟県条例第51号）第3条の規定による廃止前の新潟県食品衛生条例（昭和42年新潟県条例第46号）第2条の許可を受けている者が、この条例の施行の日以降、当該許可の有効期間満了に際し、引き続き同一の許可を受けようとする場合に、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号の営業（飲食店営業のうち市日の市場又は祭礼の会場に限り営まれているものを除く。）のいずれかに当該許可に相当するものがあるときの手数料は、第4条第1項の規定にかかわらず、別表第3に定めるものとする。

議案第 25 号

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 8 年新潟市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

目次中「市が設置する一般廃棄物処理施設に係る」を「一般廃棄物処理施設に係る」に改める。

第 20 条第 1 項中「市民」の次に「及び事業者」を加える。

「第 7 章 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続」を「第 7 章 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続」に改める。

第 39 条中「一般廃棄物処理施設（以下）」の次に「単に」を加え、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の 2 号を加える。

（1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

（2） 政令第 5 条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場

第 39 条に次の 2 項を加える。

2 前項の規定は、法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により適用する対象施設について適用する。

3 法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査（以下「受託者の生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託者の調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「受託者の対象施設」という。）の種類は、第1項第1号に規定する施設とする。

第40条に次の2項を加える。

2 前項の規定は、法第9条の3の2第2項の規定により適用する法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧を行う場合について適用する。

3 第1項の規定は、法第9条の3の3第2項の規定により同条第1項の規定による届出をしようとする者が受託者の調査書の縦覧を行う場合について準用する。

第41条中「前条」を「前条第1項」に改め、「告示の日から」の次に「起算して」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定は、法第9条の3の2第2項の規定により適用する法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の場所及び期間について準用する。この場合において、前項中「前条第1項」とあるのは「前条第2項」と、「1月間」とあるのは「1月の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該告示で指定する期間」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、法第9条の3の3第2項の規定による受託者の調査書の縦覧の場所及び期間について準用する。この場合において、第1項中「前条第1項」とあるのは「前条第3項」と、「1月間」とあるのは「1月の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該告示で指定する期間」と読み替えるものとする。

第42条中「第40条」を「第40条第1項」に、「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定は、法第9条の3の2第2項の規定により適用する法第9条の3第2項の

規定による意見書の提出期間について準用する。この場合において、前項中「第40条第1項」とあるのは「第40条第2項の規定による同条第1項」と、「前条第1項」とあるのは「前条第2項」と、「2週間」とあるのは「2週間以内で非常災害の状況を勘案して市長が定める期間」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、法第9条の3の3第2項の規定による意見書の提出期間について準用する。この場合において、第1項中「第40条第1項」とあるのは「第40条第3項において準用する同条第1項」と、「対象施設」とあるのは「受託者の対象施設」と、「法第9条の3第8項」とあるのは「法第9条の3の3第3項において準用する法第9条の3第8項」と、「前条第1項」とあるのは「前条第3項」と、「2週間」とあるのは「2週間以内で非常災害の状況を勘案して市長が定める期間」と読み替えるものとする。

第43条中「対象施設」の次に「又は受託者の対象施設」を、「生活環境影響調査」の次に「又は受託者の生活環境影響調査」を加える。

別表第1備考に次のように加える。

7 上表中「動物の死体」とは、食用、実験その他の目的のために切断その他の加工をしていない哺乳類、鳥類、爬虫類又は両生類であつて、次に掲げるものの死体とする。

(1) 市民が飼育していた動物又は事業者が飼育していた動物（畜産農業に係るものを除く。）

(2) 高速道路又は線路敷にある遺棄された動物

(3) 猟友会その他これに準ずる団体又は害獣駆除業者が駆除した動物（市又は市の委託により人身被害の防止又は生物多様性の保全を目的として駆除されたものを除く。）

別表第3中「3,000円」を「9,300円」に、「1,000円」を「2,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第20条及び別表第1備考の改正規定 令和3年4月1日

(3) 別表第3の改正規定 令和3年10月1日

(経過措置)

2 改正後の別表第3の規定は、前項第3号の施行の日以後になされる申請にかかる手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 26 号

新潟市建築関係手数料条例の一部改正について

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市建築関係手数料条例（平成 21 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項第 1 号中「10,000 円」を「13,000 円」に改め、同項第 2 号中「18,000 円」を「21,000 円」に改め、同項第 3 号中「28,000 円」を「32,000 円」に改め、同項第 4 号中「38,000 円」を「42,000 円」に改め、同項第 5 号中「68,000 円」を「74,000 円」に改め、同項第 6 号中「96,000 円」を「103,000 円」に改め、同項第 7 号中「210,000 円」を「221,000 円」に改め、同項第 8 号中「360,000 円」を「377,000 円」に改め、同項第 9 号中「660,000 円」を「688,000 円」に改め、同表 4 の項第 1 号中「15,000 円」を「18,000 円」に改め、同項第 2 号中「18,000 円」を「21,000 円」に改め、同項第 3 号中「24,000 円」を「28,000 円」に改め、同項第 4 号中「33,000 円」を「37,000 円」に改め、同項第 5 号中「55,000 円」を「60,000 円」に改め、同項第 6 号中「74,000 円」を「80,000 円」に改め、同項第 7 号中「171,000 円」を「180,000 円」に改め、同項第 8 号中「244,000 円」を「257,000 円」に改め、同項第 9 号中「449,000 円」を「469,000 円」に改め、同表 5 の項第 1 号中「14,000 円」を「17,000 円」に改め、同項第 2 号中「16,000 円」を「19,000 円」に改め、同項第 3 号中「22,000 円」を「26,000 円」に改め、同項第 4 号中「31,000 円」を「35,000 円」に改め、同項第 5 号中「52,000 円」を「57,000 円」に改め、

0円」に改め、同項第6号中「69,000円」を「74,000円」に改め、同項第7号中「161,000円」を「170,000円」に改め、同項第8号中「234,000円」を「246,000円」に改め、同項第9号中「439,000円」を「459,000円」に改め、同表8の項第1号中「14,000円」を「17,000円」に改め、同項第2号中「16,000円」を「19,000円」に改め、同項第3号中「22,000円」を「26,000円」に改め、同項第4号中「30,000円」を「34,000円」に改め、同項第5号中「50,000円」を「55,000円」に改め、同項第6号中「68,000円」を「74,000円」に改め、同項第7号中「145,000円」を「153,000円」に改め、同項第8号中「204,000円」を「215,000円」に改め、同項第9号中「391,000円」を「409,000円」に改め、同表11の項の次に次の4項を加える。

11の2 法第12条第8項の規定による 台帳の記載事項の証明	1件につき 1,000円
11の3 法第42条第1項第5号及び同 条第2項の規定による道路に指定されて いることの証明	1件につき 600円
11の4 法第42条第1項第5号の規定 による道路の位置の指定又は変更の申請 に対する審査	1件につき 50,000円
11の5 法第42条第1項第5号の規定 による道路の位置の指定の廃止の申請に 対する審査	1件につき 30,000円

別表30の項の次に次の3項を加える。

30の2 法第60条の2第1項第3号の	1件につき 160,000円
---------------------	----------------

<p>規定による都市再生特別地域内の建築物における次に掲げる制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 法第60条の2第1項に規定する建築物の容積率及び建蔽率，建築物の建築面積並びに建築物の高さに対する制限</p> <p>(2) 法60条の2第2項に規定する建築物の壁面の位置の制限</p>	
<p>30の3 法第60条の2の2第1項第2号又は同条第3項ただし書の規定による居住環境向上用途誘導地区内の建築物における次に掲げる制限についての適用除外に係る許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 法第60条の2の2第1項に規定する建築物の建蔽率の最高限度についての制限</p> <p>(2) 法第60条の2の2第2項に規定する建築物の壁面の位置の制限</p> <p>(3) 法第60条の2の2第3項に規定する建築物の高さの最高限度についての制限</p>	<p>1件につき 160,000円</p>
<p>30の4 法第60条の3第1項第3号又は同条第2項ただし書の規定による特定</p>	<p>1件につき 160,000円</p>

用途誘導地区内の建築物における次に掲げる制限についての適用除外に係る許可の申請に対する審査

(1) 法第60条の3第1項に規定する建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度についての制限

(2) 法第60条の3第2項に規定する建築物の高さの最高限度についての制限

別表66の項第1号ア中「35,000円」を「36,400円」に改め、同号イ中「70,000円」を「72,700円」に改め、同号ウ中「97,000円」を「100,700円」に改め、同号エ中「137,000円」を「142,400円」に改め、同号オ中「196,000円」を「203,800円」に改め、同号カ中「280,000円」を「291,000円」に改め、同号キ中「380,000円」を「395,100円」に改め、同号ク中「498,000円」を「517,600円」に改め、同号ケ中「585,000円」を「608,000円」に改め、同項第2号ア中「110,000円」を「114,400円」に改め、同号イ中「180,000円」を「187,300円」に改め、同号ウ中「280,000円」を「291,000円」に改め、同号エ中「360,000円」を「374,100円」に改め、同号オ中「430,000円」を「447,000円」に改め、同号カ中「500,000円」を「519,600円」に改め、同項第3号ア中「242,000円」を「251,500円」に改め、同号イ中「384,000円」を「399,200円」に改め、同号ウ中「546,000円」を「567,300円」に改め、同号エ中「670,000円」を「696,200円」に改め、同号オ中「790,000円」を「821,000円」に改め、同号カ中「900,00

0円」を「934,900円」に改め、同表67の項第1号ア中「5,000円」を「5,200円」に改め、同号イ中「10,000円」を「10,300円」に改め、同号ウ中「17,000円」を「17,300円」に改め、同号エ中「27,000円」を「28,100円」に改め、同号オ中「45,000円」を「47,200円」に改め、同号カ中「80,000円」を「83,500円」に改め、同号キ中「128,000円」を「132,500円」に改め、同号ク中「160,000円」を「166,900円」に改め、同号ケ中「171,000円」を「177,700円」に改め、同項第2号ア中「10,000円」を「10,300円」に改め、同号イ中「27,000円」を「28,100円」に改め、同号ウ中「80,000円」を「83,500円」に改め、同号エ中「128,000円」を「132,500円」に改め、同号オ中「161,000円」を「166,900円」に改め、同号カ中「200,000円」を「208,300円」に改め、同項第3号ア中「11,000円」を「11,600円」に改め、同号イ中「30,000円」を「30,600円」に改め、同号ウ中「87,000円」を「90,500円」に改め、同号エ中「139,000円」を「144,000円」に改め、同号オ中「175,000円」を「181,500円」に改め、同号カ中「217,000円」を「225,400円」に改め、同表第68の項第1号ア中「21,000円」を「21,700円」に改め、同号イ中「41,000円」を「42,400円」に改め、同号ウ中「56,000円」を「58,300円」に改め、同号エ中「80,000円」を「83,200円」に改め、同号オ中「115,000円」を「119,800円」に改め、同号カ中「167,000円」を「173,200円」に改め、同号キ中「230,000円」を「238,800円」に改め、同号ク中「300,000円」を「311,400円」に改め、同号ケ中「349,000円」を「362,300円」に改め、同項第2号ア中「63,000円」を「65,000円」に改め、同号イ中「103,000円」を「107,400円」に改め、同号ウ中「167,000円」を「173,600円」に改め、同号エ中「219,000円」を「227,700円」に改め、同号オ中「263

、 000円」を「273, 500円」に改め、同号カ中「308, 000円」を「320, 000円」に改め、同項第3号ア中「134, 000円」を「139, 500円」に改め、同号イ中「214, 000円」を「222, 300円」に改め、同号ウ中「311, 000円」を「323, 200円」に改め、同号エ中「387, 000円」を「402, 100円」に改め、同号オ中「458, 000円」を「476, 300円」に改め、同号カ中「524, 000円」を「544, 700円」に改め、同表69の項第1号ア中「4, 000円」を「4, 500円」に改め、同号イ中「8, 000円」を「8, 400円」に改め、同号ウ中「13, 000円」を「13, 500円」に改め、同号エ中「20, 000円」を「21, 100円」に改め、同号オ中「34, 000円」を「35, 100円」に改め、同号カ中「59, 000円」を「61, 200円」に改め、同号キ中「93, 000円」を「96, 900円」に改め、同号ク中「117, 000円」を「121, 700円」に改め、同号ケ中「124, 000円」を「129, 300円」に改め、同項第2号ア中「8, 000円」を「8, 400円」に改め、同号イ中「20, 000円」を「21, 100円」に改め、同号ウ中「59, 000円」を「61, 200円」に改め、同号エ中「93, 000円」を「96, 900円」に改め、同号オ中「117, 000円」を「121, 700円」に改め、同号カ中「146, 000円」を「151, 600円」に改め、同項第3号ア中「9, 000円」を「9, 600円」に改め、同号イ中「23, 000円」を「23, 600円」に改め、同号ウ中「66, 000円」を「68, 200円」に改め、同号エ中「104, 000円」を「108, 300円」に改め、同号オ中「131, 000円」を「136, 300円」に改め、同号カ中「162, 000円」を「168, 800円」に改め、同表72の項第1号中「又は第8条第1号イ（2）若しくはロ（2）の基準」を「及び同号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法のうち同号ロの基準に適合する場合とされた基準」に、「アからオまで」を「アからカまで」に改め、「定める額」の次に「（建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（同法第34

条第3項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。)のうち同法第35条第1項の認定を受けたもの(以下この項及び次項において「認定を受けた他の建築物」という。)を除く。)を加え、同号アを次のように改める。

ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 107,600円

別表72の項第1号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 139,200円

別表72の項第2号中「又は第8条第1号イ(1)若しくはロ(1)の基準」を「及び同号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法のうち同号イの基準に適合する場合とされた基準」に、「アからオまで」を「アからカまで」に改め、「定める額」の次に「(認定を受けた他の建築物を除く。)」を加え、同号アを次のように改める。

ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 262,000円

別表72の項第2号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 336,700円

別表72の項手数料の額の欄に次の1号を加える。

(3) モデル建物法及び標準入力法等による評価については、次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額(認定を受けた他の建築物に限る。)

ア 300平方メートル未満 10,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 19,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 28,400円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 76,400円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 118,400円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 148,400円

キ 25,000平方メートル以上 184,400円

別表73の項第1号中「アからオまで」を「アからカまで」に改め、「定める額」の次に「(認定を受けた他の建築物を除く。)」を加え、同号アを次のように改める。

ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 32,900円

別表73の項第1号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 42,800円

別表73の項第2号中「アからオまで」を「アからカまで」に改め、「定める額」の次に「(認定を受けた他の建築物を除く。)」を加え、同号アを次のように改める。

ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 36,800円

別表73の項第2号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 47,600円

別表73の項手数料の額の欄に次の1号を加える。

(3) モデル建物法及び標準入力法等による評価については、第72項第3号に規定する額(認定を受けた他の建築物に限る。)

別表74の項第1号中「アからオまで」を「アからカまで」に改め、「定める額」の次に「(建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物のうち同法第36条第1項の認定を受けたもの(以下この項及び次項において「変更認定を受けた他の建築物」という。)を除く。)」を加え、同号アを次のように改める。

ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 53,800円

別表74の項第1号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 69,600円

別表74の項第2号中「アからオまで」を「アからカまで」に改め、「定める額」の次に「（変更認定を受けた他の建築物を除く。）」を加え、同号アを次のように改める。

ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 131,000円

別表74の項第2号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 168,400円

別表74の項手数料の額の欄に次の1号を加える。

(3) モデル建物法及び標準入力法等による評価については、第72項第3号に規定する額（変更認定を受けた他の建築物に限る。）

別表75の項第1号中「アからオまで」を「アからカまで」に改め、「定める額」の次に「（変更認定に係る他の建築物を除く。）」を加え、同号アを次のように改める。

ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 16,500円

別表75の項第1号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 21,400円

別表75の項第2号中「アからオまで」を「アからカまで」に改め、「定める額」の次に「（変更認定に係る他の建築物を除く。）」を加え、同号アを次のように改める。

ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 18,400円

別表75の項第2号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 23,800円

別表75の項手数料の額の欄に次の1号を加える。

(3) モデル建物法及び標準入力法等による評価については、第72項第3号に規定する額（変更認定を受けた他の建築物に限る。）

別表76の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項第3号中「アからカまで」を「アからキまで」に改め、同号イを次のように改める。

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 102,500円

別表76の項第3号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 135,200円

別表76の項第4号中「アからカまで」を「アからキまで」に改め、同号イを次のように改める。

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 256,900円

別表76の項第4号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 334,500円

別表77の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項第2号中「アからカまで」を「アからキまで」に改め、同号イを次のように改める。

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 19,000円

別表77の項第2号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 28,400円

別表78の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項第2号中「アからカまで」を「アからキまで」に改め、同号イを次のように改める。

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 51,300円

別表78の項第2号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 67,600円

別表78の項第3号中「アからカまで」を「アからキまで」に改め、同号イを次のように改める。

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 128,500円

別表78の項第3号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 167,300円

別表79の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項第2号中「アからカまで」を「アからキまで」に改め、同号イを次のように改める。

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 9,500円

別表79の項第2号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 14,200円

別表80の項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第1項」を「第36条第2項」に改め、同表に次の1項を加える。

83 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第19項に規定する基準に適合する住宅であることの証明及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修の費用の額に係る証明	1件につき 900円
---	------------

附 則

この条例中、別表72の項から80の項までの改正規定は令和3年4月1日から、その他の規定は令和3年10月1日から施行する。

議案第 27 号

新潟市国民健康保険条例の一部改正について

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和 34 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「，第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 10 条第 1 項の規定は，令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し，令和 2 年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

議案第 28 号

新潟市介護保険条例の一部改正について

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険条例（平成 12 年新潟市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「30, 500 円」を「31, 900 円」に改め、同項第 2 号中「49, 600 円」を「51, 800 円」に改め、同項第 3 号中「53, 400 円」を「55, 800 円」に改め、同項第 4 号中「68, 600 円」を「71, 700 円」に改め、同項第 5 号中「76, 200 円」を「79, 600 円」に改め、同項第 6 号中「83, 900 円」を「87, 600 円」に改め、同号ア中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「, 第 35 条の 3 第 1 項」を加え、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同号イ中「又は第 13 号イ」を「, 第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 7 号中「91, 500 円」を「95, 600 円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「, 第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 8 号中「99, 100 円」を「103, 500 円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「, 第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 9 号中「114, 300 円」を「119, 400 円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「, 第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 10 号中「129, 600 円」を「135, 400 円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「, 第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 11 号中「137, 200 円」を「143, 300 円」に改め、同号イ中「又は第 13 号イ」を「, 第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 12 号中「144, 800 円」を「151, 300 円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「, 次号イ又は第 14 号イ」に改め、同項第 13 号中「152, 400 円」を「159, 200 円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、

同項第14号中「160,100円」を「183,100円」に改め、同号を同項第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 167,200円

ア 合計所得金額が700万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項第1号中「15,300円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「30,500円」を「31,900円」に改め、同項第3号中「49,600円」を「51,800円」に改める。

第5条第3項中「第3条第6号イ」を「第3条第1項第6号イ」に、「若しくは第13号イ」を「第13号イ若しくは第14号イ」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第22条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 29 号

新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例

新潟市ひまわりクラブ条例（平成 5 年新潟市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表西蒲区の項中「新潟市西蒲区美里 4 2 4 番地 9」を「新潟市西蒲区三方 2 5 0 番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 30 号

新潟市急患診療センター条例の一部改正について

新潟市急患診療センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市急患診療センター条例の一部を改正する条例

新潟市急患診療センター条例（平成 12 年新潟市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「，外科」を削る。

別表第 1 整形外科の項中「午後 10 時」を「午後 3 時」に改め，同表外科の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の新潟市急患診療センター条例の規定により徴収した，又は徴収すべきであった手数料及び利用料金については，なお従前の例による。

議案第 31 号

新潟市生活環境の保全等に関する条例の一部改正について

新潟市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年新潟市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 57 条第 1 号中「第 5 条第 1 号」を「第 35 条第 1 号」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同条第 2 号とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 3 2 号

新潟市医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正について

新潟市医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟市医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成 1 2 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「第 7 条第 3 項ただし書」を「第 7 条第 4 項ただし書」に改め，同項第 5 号中「第 1 2 条第 2 項」を「第 1 2 条第 4 項」に改め，同項第 7 号中「第 1 3 条第 3 項」を「第 1 3 条第 4 項」に改め，同項第 9 号中「第 1 4 条第 1 3 項」を「第 1 4 条第 1 5 項」に改め，同項第 1 2 号中「第 2 8 条第 3 項ただし書」を「第 2 8 条第 4 項ただし書」に改め，同項第 1 3 号中「第 3 5 条第 3 項ただし書」を「第 3 5 条第 4 項ただし書」に改め，同項第 1 5 号中「第 3 9 条第 4 項」を「第 3 9 条第 6 項」に改め，同項第 1 9 号中「第 4 0 条の 5 第 4 項」を「第 4 0 条の 5 第 6 項」に改め，同項第 2 5 号中「第 1 条の 5 第 1 項」を「第 2 条の 3 第 1 項」に改め，同項第 2 8 号中「第 1 条の 6 第 1 項」を「第 2 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は，令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

新潟市アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部改正について

新潟市アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例（平成 17 年新潟市条例第 150 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「第 18 条の 16」を「第 18 条の 18」に改め、同条第 2 号中「第 18 条の 19」を「第 18 条の 21」に改める。

第 10 条中「第 16 条の 4 第 1 号」を「第 16 条の 4 第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

市道路線の認定及び廃止について

次のとおり市道路線の認定及び廃止をするものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

1 認定する路線

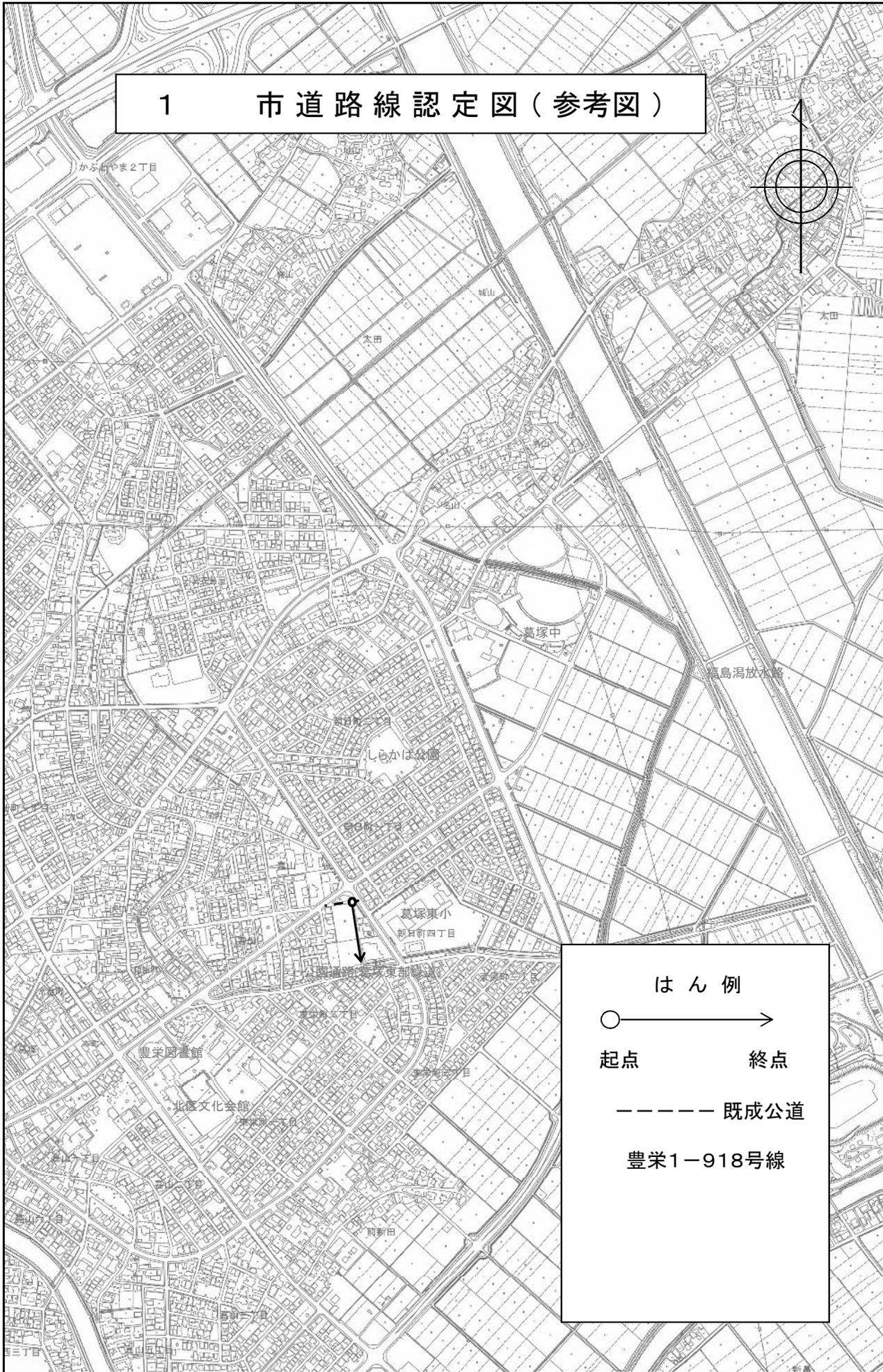
整理 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地
		終 点		
1	豊栄 1 -	新潟市北区嘉山字大口 2198 番 2 地先		新潟市北区嘉山字大口 2198 番 4 地先
	9 1 8 号線	新潟市北区嘉山字大口 2159 番 1 地先		
2	東 3 -	新潟市東区豊一丁目庚 461 番 4 地先		新潟市東区豊一丁目庚 461 番 9 地先
	6 7 9 号線	新潟市東区豊一丁目庚 461 番 28 地先		
2	東 3 -	新潟市東区豊一丁目庚 461 番 19 地先		新潟市東区豊一丁目庚 461 番 23 地先
	6 8 0 号線	新潟市東区豊一丁目庚 461 番 27 地先		
3	東 3 -	新潟市東区津島屋三丁目 66 番 9 地先		新潟市東区津島屋三丁目 66 番 4 地先
	6 8 1 号線	新潟市東区津島屋三丁目 66 番 6 地先		
2	東 3 -	新潟市東区松崎二丁目 2828 番 1 地先		新潟市東区松崎二丁目 2827 番地先
	6 8 2 号線	新潟市東区松崎二丁目 2828 番 8 地先		
4	亀田 1 -	新潟市江南区袋津四丁目 828 番 2 地先		新潟市江南区袋津四丁目 828 番 1 地先
	6 9 1 号線	新潟市江南区袋津四丁目 828 番 1 地先		
5	新津 2 -	新潟市秋葉区車場一丁目 34 番 1 地先		新潟市秋葉区車場一丁目 35 番地先
	2 5 4 号線	新潟市秋葉区車場一丁目 8 番 1 地先		
5	新津 2 -	新潟市秋葉区車場一丁目 1 番 11 地先		新潟市秋葉区中野二丁目 2 番 10 地先
	8 8 1 号線	新潟市秋葉区中野二丁目 1 番 3 地先		
6	白根 1 -	新潟市南区白根水道町 290 番 4 地先		新潟市南区白根水道町 290 番 9 地先
	5 4 3 号線	新潟市南区白根水道町 290 番 29 地先		

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
7	白根 2 - 4 2 2 号線	新潟市南区大通南四丁目 184 番地先	新潟市南区大通南四丁目 36 番地先
		新潟市南区鷺ノ木新田字諏訪木島 5422 番 16 地 先	
6	白根 2 - 6 3 3 号線	新潟市南区杉菜 1081 番 9 地先	新潟市南区杉菜 1077 番 4 地先
		新潟市南区杉菜 1075 番 15 地先	
6	白根 2 - 7 2 3 号線	新潟市南区能登字前 557 番 13 地先	新潟市南区能登字前 557 番 7 地先
		新潟市南区能登字前 557 番 5 地先	
8	白根 2 - 7 2 4 号線	新潟市南区上塩俵字土居下 1390 番 3 地先	新潟市南区上塩俵字土居 下 1295 番地先
		新潟市南区上塩俵字土居下 1294 番 1 地先	
9	白根 2 - 7 2 5 号線	新潟市南区松橋字圈内 1893 番 1 地先	新潟市南区松橋字圈内 1903 番 1 地先
		新潟市南区松橋字圈内 1902 番 1 地先	
1 0	西 4 - 1 9 0 号線	新潟市西区坂井東六丁目 1368 番 5 地先	新潟市西区坂井東六丁目 1368 番 8 地先
		新潟市西区坂井東六丁目 1396 番 2 地先	

2 廃止する路線

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 1	新津 2 - 2 5 4 号線	新潟市秋葉区中野二丁目 99 番 2 地先	新潟市秋葉区車場一丁目 36 番 1 地先
		新潟市秋葉区車場一丁目 35 番地先	
1 2	白根 2 - 4 2 2 号線	新潟市南区大通南四丁目 184 番地先	新潟市南区大通南四丁目 36 番地先
		新潟市南区鷺ノ木新田字諏訪木島 5440 番 10 地先	
1 3	白根 2 - 6 3 3 号線	新潟市南区杉菜 1081 番 9 地先	新潟市南区杉菜 1081 番 2 地先
		新潟市南区杉菜 1077 番 4 地先	

1 市道路線認定図（参考図）



はん例

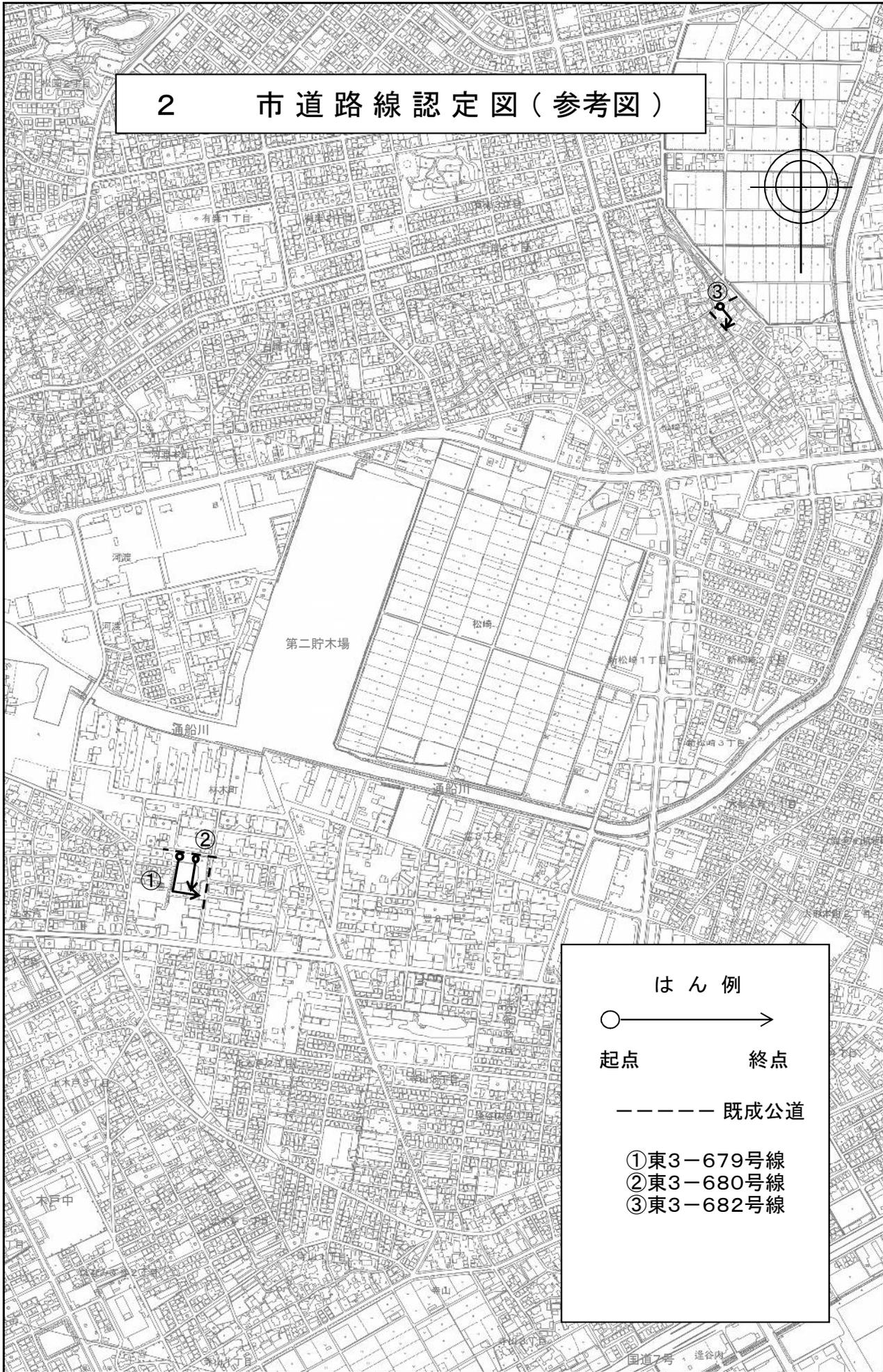
○ →

起点 終点

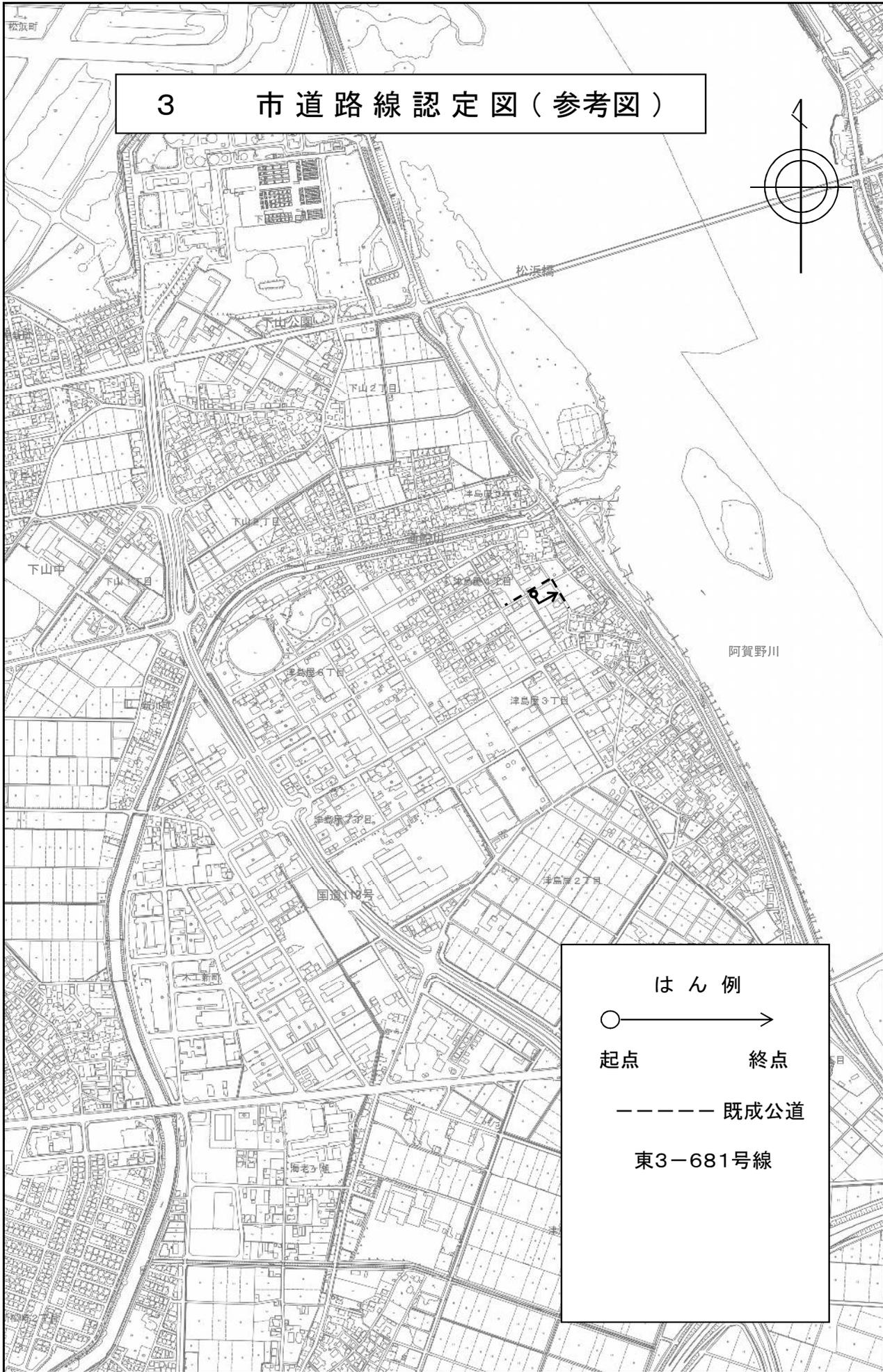
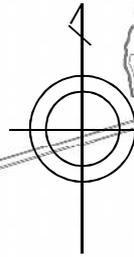
----- 既成公道

豊栄1-918号線

2 市道路線認定図（参考図）



3 市道路線認定図（参考図）



はん例

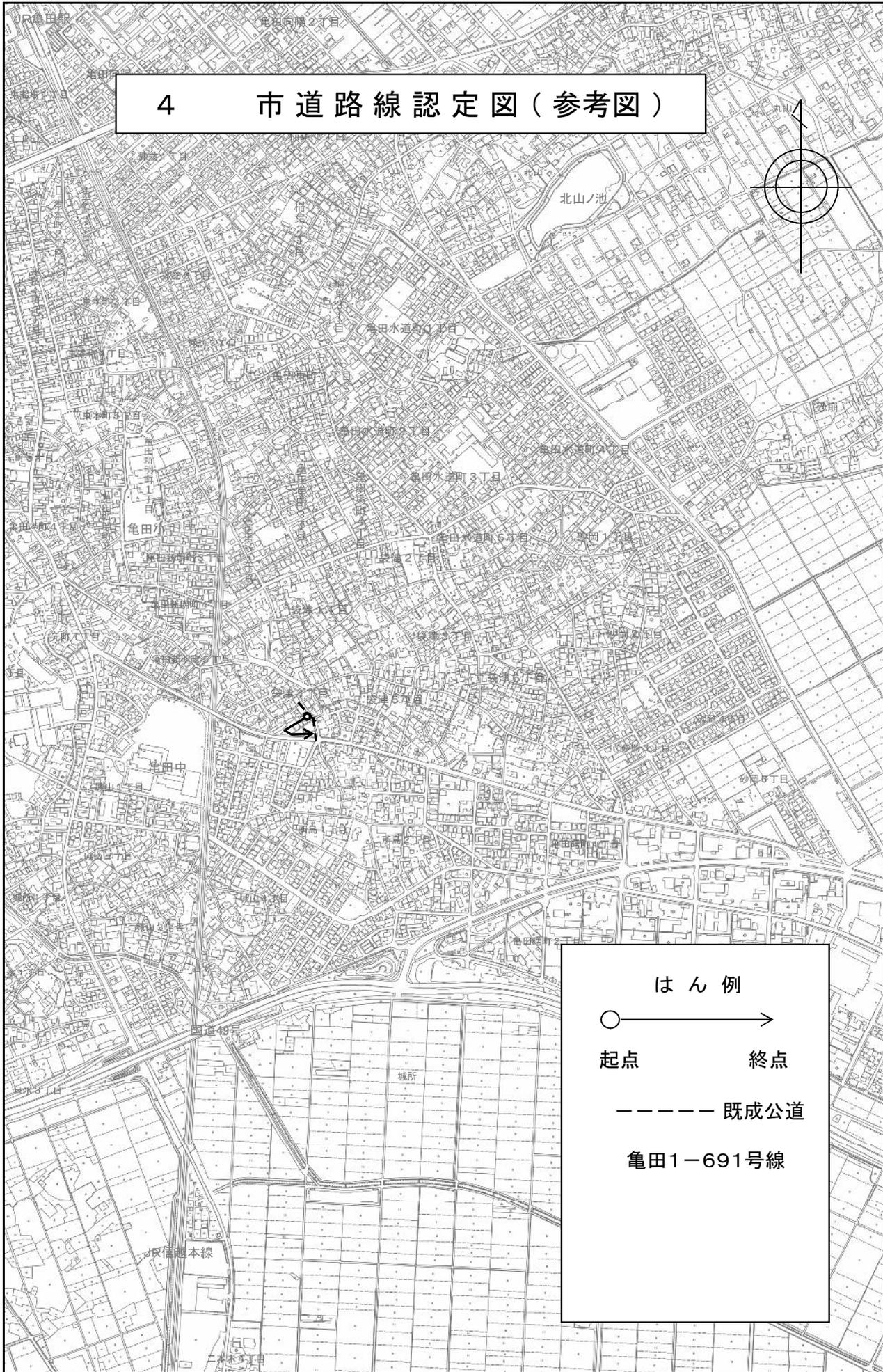
○ →

起点 終点

----- 既成公道

東3-681号線

4 市道路線認定図（参考図）



はん例

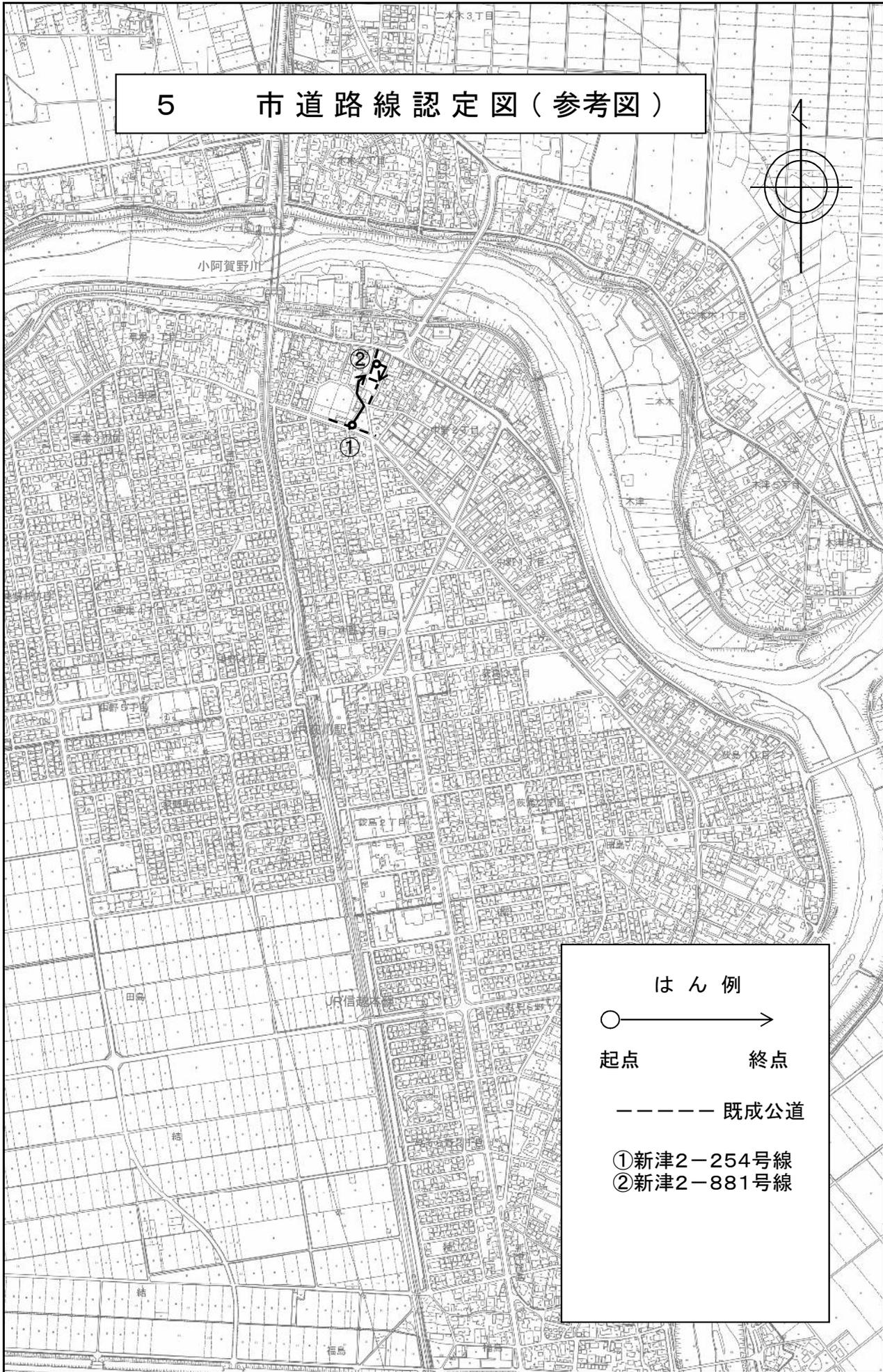
○ →

起点 終点

----- 既成公道

亀田1-691号線

5 市道路線認定図（参考図）



はん例

○ →

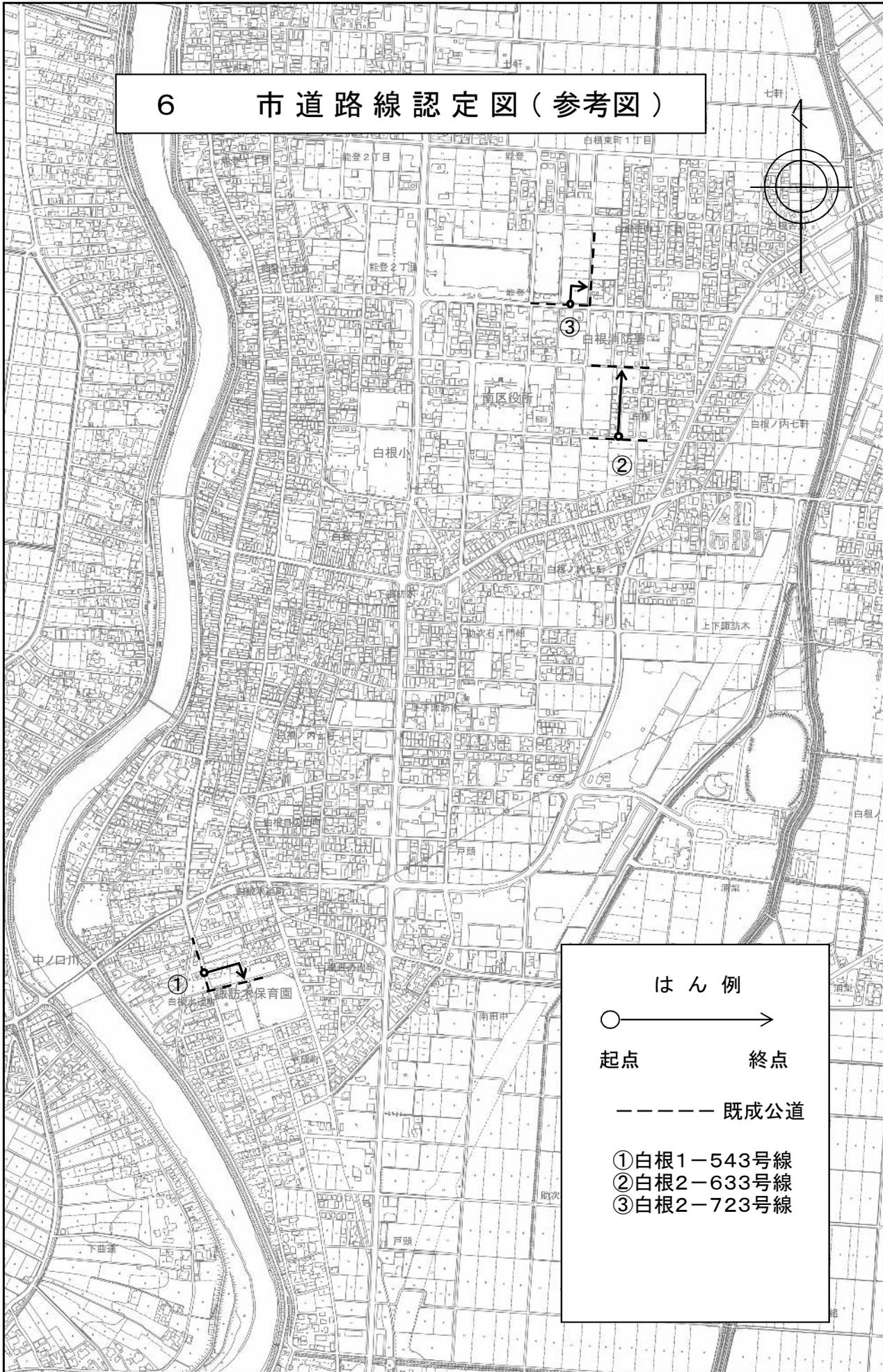
起点 終点

----- 既成公道

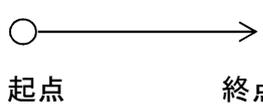
①新津2-254号線

②新津2-881号線

6 市道路線認定図（参考図）



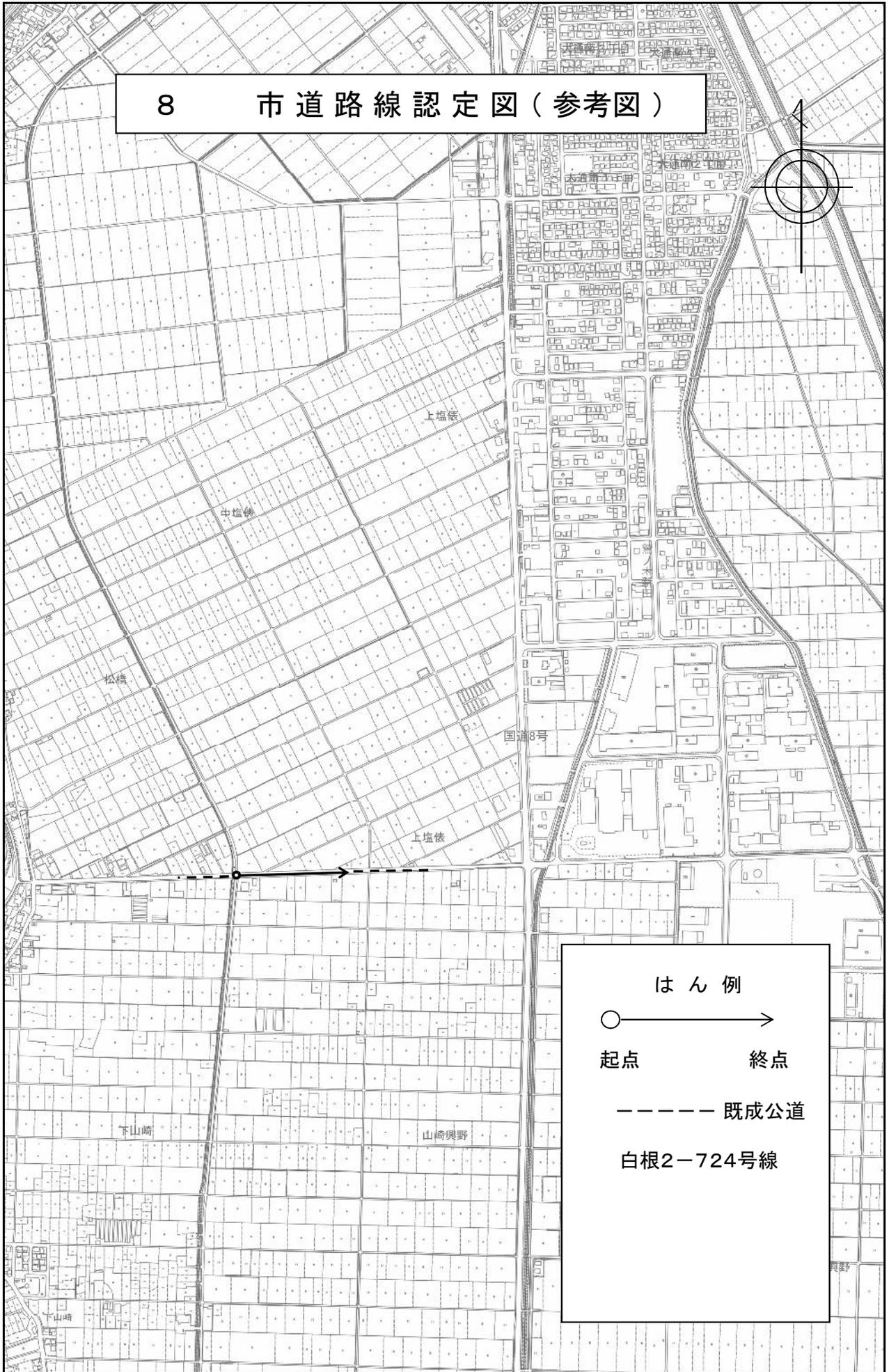
はん例



----- 既成公道

- ①白根1-543号線
- ②白根2-633号線
- ③白根2-723号線

8 市道路線認定図（参考図）



はん例

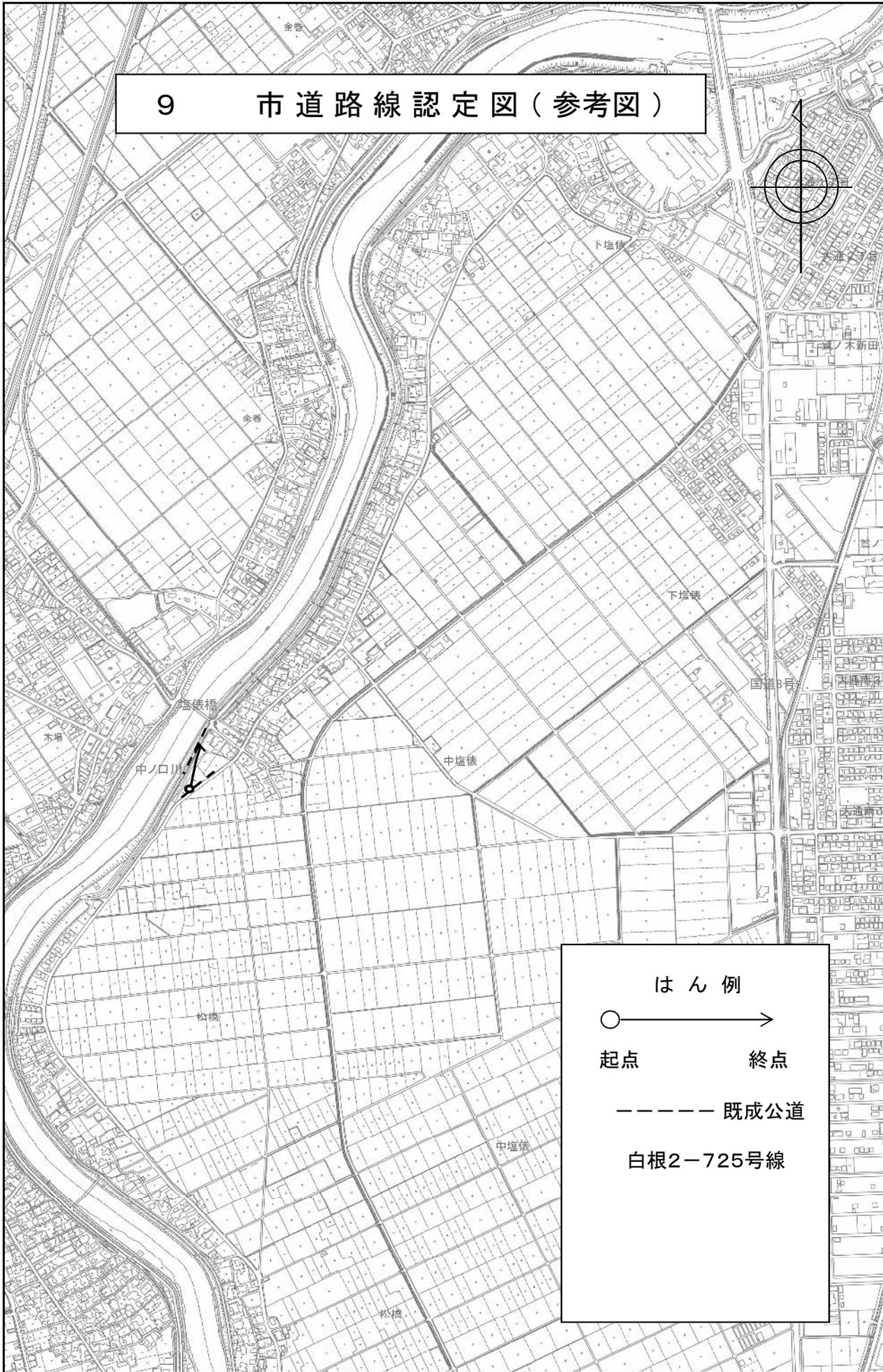
○ —————>

起点 終点

----- 既成公道

白根2-724号線

9 市道路線認定図（参考図）



はん例

○ →

起点 終点

----- 既成公道

白根2-725号線

10 市道路線認定図（参考図）



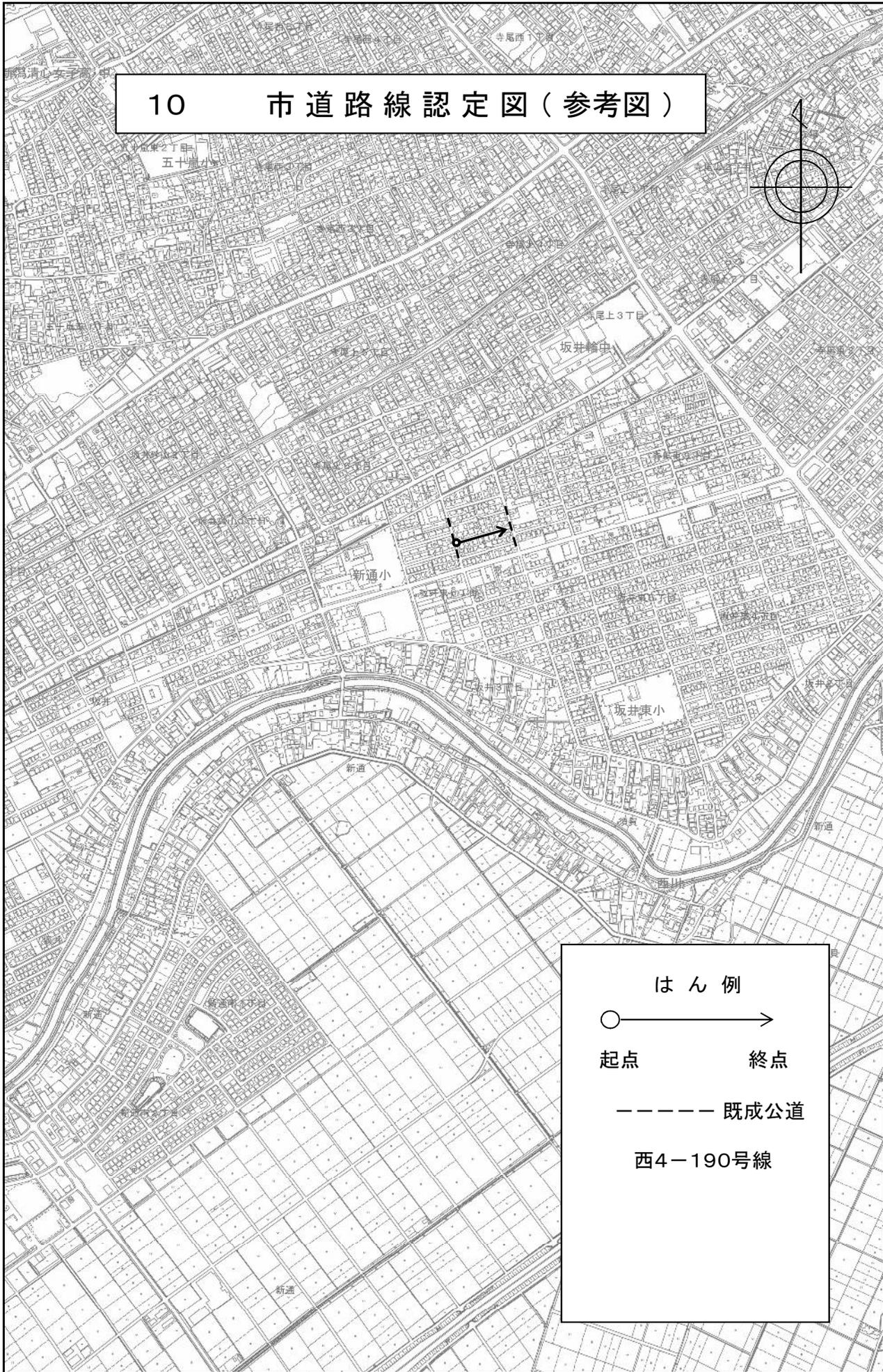
はん例

○ →

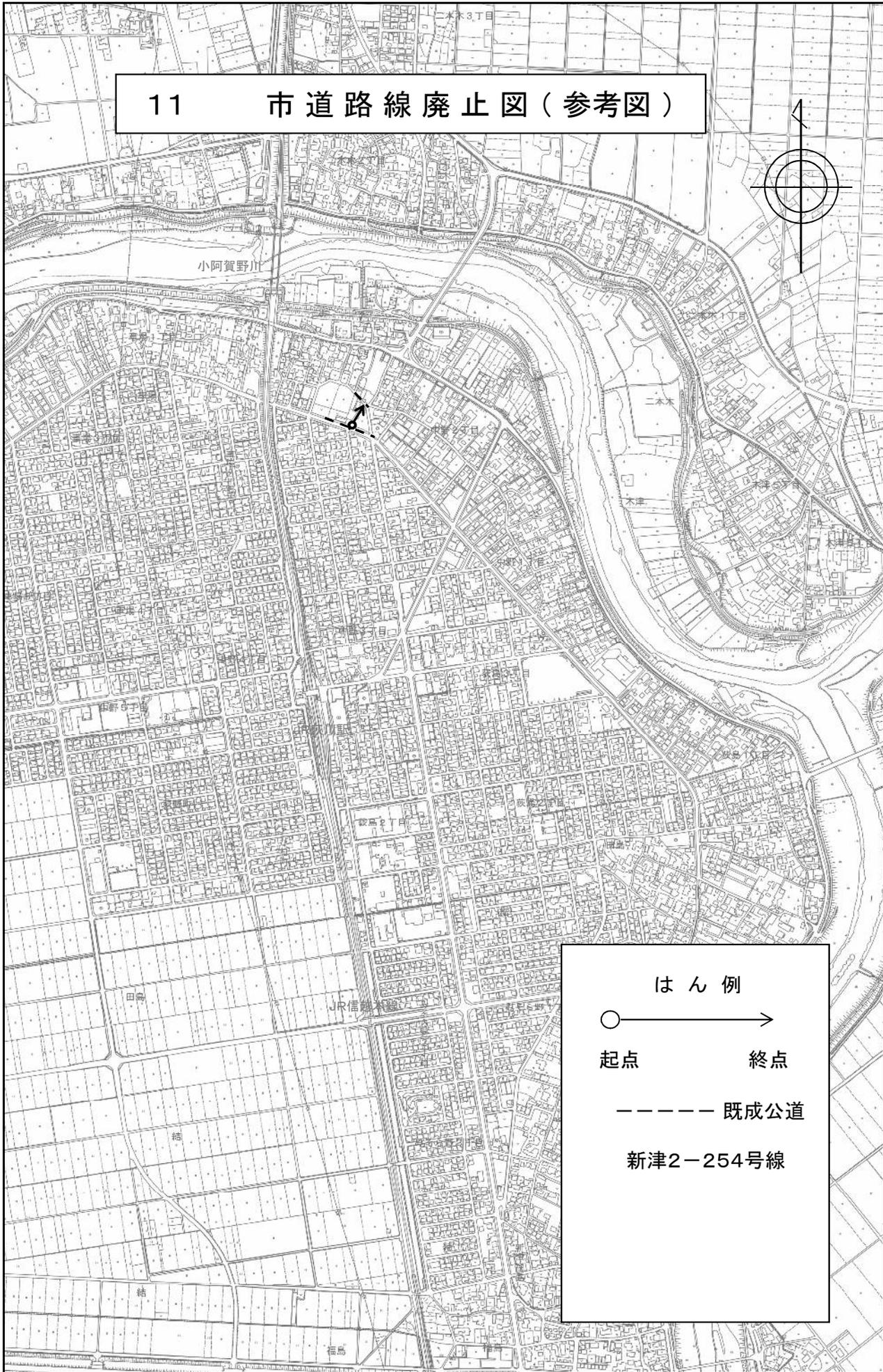
起点 終点

----- 既成公道

西4-190号線



11 市道路線廃止図（参考図）



はん例

○ →

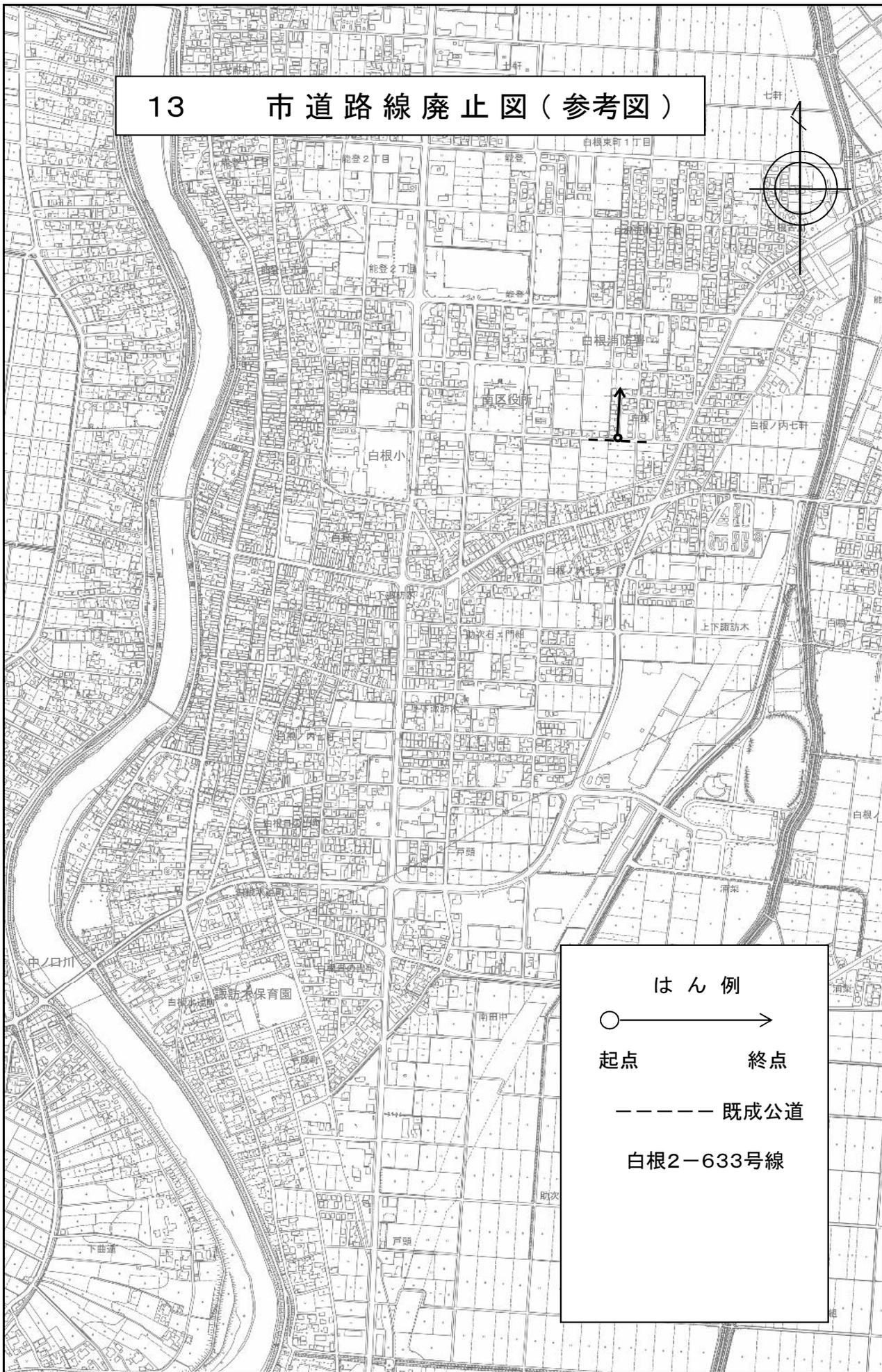
起点 終点

----- 既成公道

新津2-254号線

13

市道路線廃止図（参考図）



議案第 36 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

新潟市長 中原 八一

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和 3 年 4 月 1 日

3 契約の金額

15,000,000 円を上限とする額

4 費用の支払方法

契約の定めるところによる

5 契約の相手方

住所 新潟市中央区京王 1 丁目 19 番 21 号

氏名 今井 慶貴

資格 弁護士